

令和7年度第2回国分寺市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和7年10月29日（水）

午前10時から11時まで

会場：会議室201

- 1 地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割について
- 2 第2次国分寺市地域福祉計画進捗確認について
- 3 国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議について
- 4 その他

【 資料一覧 】

(資料1) 令和7年度国分寺市地域福祉推進委員会委員名簿（令和7年8月1日更新）

(資料2) 地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割

(資料3) 第2次国分寺市地域福祉計画 進捗確認票（令和6年度）

(資料4) 令和7年度国分寺市地域福祉計画評価等委員会 質問・意見一覧表（第1・2回）

(資料5) 国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議設置要領

(資料6) 避難行動要支援者個別避難計画の作成について

(資料7) 避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務洗い出し・スケジュール検討

(資料8) 居住支援について（国交省厚労省資料※抜粋）

国分寺市地域福祉推進委員会委員名簿

令和7年度第2回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料1

令和7年8月1日更新

	所属・職名	氏名	備考
1	健康部長	新井 宏伸	委員長
2	福祉部長	玉井 理加	
3	子ども家庭部長	石丸 明子	副委員長
4	政策部政策経営課長	清水 昭策	
5	総務部防災安全課長	柳川 太郎	
6	市民生活部協働コミュニティ課長	小坂 彰久	
7	市民生活部人権平和課長	平原 直樹	
8	健康部健康推進課長	占部 英一	
9	福祉部生活福祉課長	伊東 正明	
10	福祉部障害福祉課長	宮外 智美	
11	福祉部地域包括ケア担当課長	荒田 理沙	令和7年8月1日任命
12	子ども家庭部子ども若者計画課長	千葉 昌恵	
13	まちづくり部まちづくり計画課長	三田 俊子	
14	建設環境部環境対策課長	小野木 博一	
15	教育部教育総務課長	廣瀬 喜朗	
16	教育部社会教育課長	豊田 泰之	

※ 国分寺市地域福祉推進委員会設置規程第4条第1項の規定に基づき、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は健康部長、副委員長は子ども家庭部長をもって充てる。

国分寺市地域福祉推進委員会設置規程

※抜粋

国分寺市地域福祉計画評価等委員会設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市地域福祉計画（以下「計画」という。）に基づき、地域福祉の推進を図るため、国分寺市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に基づく事業の進行管理に関する事項。
- (2) 計画に基づく事業の調整に関する事項。
- (3) その他地域福祉の推進に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 健康部長
- (2) 福祉部長
- (3) 子ども家庭部長
- (4) 政策部政策経営課長
- (5) 総務部防災安全課長
- (6) 市民生活部協働コミュニティ課長
- (7) 市民生活部人権平和課長
- (8) 健康部健康推進課長
- (9) 福祉部生活福祉課長
- (10) 福祉部障害福祉課長
- (11) 福祉部地域包括ケア担当課長
- (12) 子ども家庭部子ども若者計画課長
- (13) まちづくり部まちづくり計画課長
- (14) 建設環境部環境対策課長
- (15) 教育部教育総務課長
- (16) 教育部社会教育課長

～委員会の目的～

「地域福祉の推進」という大きな目標に向かった課題というものは、分野が多岐にわたる。総割りでは対応が難しい課題もある。こうした多くの課題が関係する課題を、計画の進行管理や実務者会議を通して本委員会で整理をして、本市としてどう進めていくべきかを話し合える場とする。本委員会で議論したことを取り上げ、地域福祉計画に反映させ、推進する。

国分寺市地域福祉計画評価等委員会設置要綱

※抜粋

国分寺市地域福祉計画

(設置)

第1条 国分寺市地域福祉計画に定める事業の進捗状況及び評価について意見を聴取するため、国分寺市地域福祉計画評価等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、国分寺市地域福祉計画に定める事業の進捗状況及び評価に関する事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民 2人以内
- (2) 譲見を有する者 1人以内
- (3) 国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人以内
- (4) 社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会の代表者 1人以内
- (5) 権利擁護センターごくぶんじ運営委員会の代表者 1人以内
- (6) 市内の福祉又は保健医療に関する団体の代表者 3人以内
- (7) 東京都多摩立川保健所の代表者 1人以内
- (8) 北多摩東地区保健福祉会議分会の代表者 1人以内
- (9) 市の職員 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第5章 計画の進行管理と評価】 「第2次国分寺市地域福祉計画」より

本計画は、毎年度、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善））に基づいて進行管理を行います。

PDCAサイクルにおけるCheck（点検・評価）においては、有識者や市民等及び市職員で組織する評価委員会において、評価を行い、進捗管理の検証や重要な課題の把握分析をします。また、評価においては、施策の柱ごとに指標の結果及び施策の結果を踏まえ、分析を行い、実施状況を確認します。

Action（見直し・改善）においては、Check（点検・評価）を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや改善を行い、その結果を次年度に反映させていきます。

なお、中長期的な社会状況等の変化に対応するため、中間年度において検証期を設け、必要に応じて成果指標等の見直しを行います。

	Plan（計画）	Do（実行）	Check（点検・評価）	Action（見直し・改善）
事業の計画	事業の実施	進捗状況	課題の把握	課題を踏まえた計画の見直し
各所管課	○	○	○	○（各事業の計画）
評価委員会			○	○
地域福祉推進委員会			○	○（本計画）

PDCAサイクルのイメージ

※「質問・意見一覧表」をもとに課題把握

■ “進捗確認” や “評価” をする際に評価委員会で使用するもの

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
進捗確認票	○	○	○	○	○	○
評価票						○

■ 毎年度の計画の進捗確認の流れ（例：令和7年度）

	4月25日	5月下旬～6月初旬	8/12	9/25	10/29
各所管課		②進捗確認票入力	④ ⑤		
評価委員会			③第1回	⑥第2回	
地域福祉推進委員会	①第1回				⑦第2回

評価委員会で進捗確認（質問・意見一覧表の作成）

① 第1回地域福祉推進委員会

② 地域共生推進課から各課に「進捗確認票」の入力を依頼。取りまとめ。

③ 第1回評価委員会…進捗確認票の確認。評価委員会委員から“質問”及び“意見”をもらう。

④ ③を基に、評価委員会委員から「質問・意見一覧表」を地域共生推進課が作成。

作成後「質問」については、担当所管課へ回答内容の作成を依頼。

⑤ ④で作成した一覧表の、評価委員会委員からの“意見”について、評価委員会委員長と精査。（評価委員会の意見として、進捗確認票に記載するかの見極めを行う。）

⑥ 第2回評価委員会…③の“質問”に対する担当所管課からの回答を報告。⑤の確認及び同意。

⑦ 第2回地域福祉推進委員会…⑥の報告。④で作成した一覧表についても報告。

・分野横断型の課題抽出 ⇒ 来年度の実務者会議の設置の検討

「進捗確認票」と「質問・意見一覧表」から、課題（=地域福祉の進捗確認・評価をした上で見えてくる課題）を洗い出す

課題に対する考え方を地域福祉推進委員会で議論する

・分野横断型の課題抽出 ⇒ 来年度の実務者会議の設置の検討

(実務者会議の設置)

第7条 委員会に、必要に応じ、実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

各実務者会議ごとに「設置要領」を作成する。

実務者会議

対象事業	分野横断型事業（例：居住支援・避難行動要支援者個別避難計画 等）					
分野横断型の課題を抱えた所管課への メリット	分野がまたがると開催主体が決まりづらいが、この実務者会議を利用することで、事務局（地域共生推進課）が調整役となって協議を進めることができる。					
地域福祉推進委員会に報告するステップを踏めることから、理事者への説明の根拠となる。						
■ 実務者会議開催までの流れ（イメージ）						
8月頃	第1回評価委員会		評価委員会で進捗確認（質問・意見一覧表の作成）			
9月頃	第2回評価委員会					
10月頃	地域福祉推進委員会	課題抽出	「第2次地域福祉計画進捗確認票」「質問・意見一覧表」から課題を洗い出す。			
		課題に対して議論	課題に対しての地域福祉推進委員会の考え方を議論する。 ・分野横断型の課題→来年度の実務者会議の設置の検討			
		実務者会議設置の決定	実務者会議メンバーの選定（実務者会議の正副委員長の選定も行う）			
	前打ち合わせ		事務局（地域共生推進課）と実務者会議メンバーで打ち合わせ (設置要領の内容・スケジュール等を検討)			
	設置要領（案）の作成		事務局（地域共生推進課）が要領（案）を作成する。			
	地域福祉推進委員会委員長・副委員長へ 進捗報告					
	地域福祉推進委員会へ報告		地域福祉推進委員会（臨時）開催（実務者会議設置の報告・設置要領（案）への意見） (※臨時にメール・事後報告等で報告する場合もある。)			
	設置要領の起案		事務局（地域共生推進課）が起案する。			
	実務者会議メンバー打ち合わせ		実務者会議の正副委員長を中心に来年度からの開催に向けた準備			
翌4月以降	実務者会議		係長主体（※テーマに応じて管理職も出席）			
～9月	地域福祉推進委員会		実務者会議の報告（予算計上の必要性も検討）			
10月頃	予算編成					
	実務者会議メンバーを中心に事業を進める					

※国の動向・市の方針により、臨時的・可及的に実務者会議を編成して進めることもある。

第2次国分寺市地域福祉計画 進捗確認票

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(1)包括的な相談・支援体制の構築				
施策	①重層的支援体制整備事業の構築				
担当課(施策)	地域共生推進課、健康推進課、生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、保育幼稚園課、子育て相談室				
取組名	包括的相談支援事業(福祉の総合的な相談窓口の体制整備)				
取組内容	相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、自殺防止、再犯防止などに関わる様々な課題も含め、包括的に相談を受け止め関係支援機関との連携、つなぎを行う。以下に掲げる事業を位置付け、一体的に実施する。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなげる。				
事務事業名	重層的支援体制整備事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等による福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するために、地域福祉コーディネーターを配置し、地域力の強化の推進と地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する。				
事業対象	地域住民等				
事業概要	地域福祉コーディネーターが総合的な相談支援を行うほか、地域の居場所づくりの支援などの地域力強化の推進、地域におけるネットワークの構築などに取り組む。				
施策の指標	複合的な課題を抱えた相談件数				
単位	件	現状値(R4)	58	目標値(R11)	100

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
105					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	本事業の受託者である社会福祉協議会に属する地域福祉コーディネーター担当が、地域の様々な相談を受け止め、個別支援から地域支援まで総合的な支援の提供を行うもので、その内容は、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の相談を受け、支援関係機関につなぐ等の継続的な支援の実施や多機関協働事業等の新たな取組を行うことなど多岐にわたる。令和6年度は丸っとふくまど(福祉の総合相談窓口)の周知を促進するためのイメージキャラクターの作成や出張窓口を開設し、事業のPRや支援関係機関との連携強化に取組み、地域住民、支援関係機関に身近な存在となるよう、事業効果の向上に努めた。令和7年度は福祉の総合相談窓口について、現在の限定的な概念にとらわれず、支援関係機関も含めた包括的な位置付けの在り方を、地域福祉コーディネーターと連携しながら検討していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	①福祉ニーズに対する相談機能の充実				
担当課(施策)	障害福祉課				
取組名	障害者基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修				
取組内容	障害福祉に関わる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行・地域定着」「障害福祉と高齢福祉の連携」「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図る。				
事務事業名	障害者基幹相談支援センター事務事業				
担当課(事務事業)	障害福祉課				
事業の目的	障害のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、国分寺市障害者地域自立支援協議会の運営等を通じて、地域の相談支援体制の強化を図る。				
事業対象	障害者等				
事業概要	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業者的人材育成のための研修、事例勉強会等を実施する。また、国分寺市障害者地域自立支援協議会の運営を行うとともに、各専門部会の取組に対する支援を行う。				
施策の指標	ネットワーク研修等開催回数				
単位	回	現状値(R4)	3	目標値(R11)	3

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
3					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	ネットワーク研修等の継続的な実施は、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター事業の重要な取組の一つである。研修を通じて、支援者の専門性向上と関係機関の連携強化を図っている。令和6年度では、精神障害者の地域移行支援、高齢福祉と障害福祉の連携、複雑な家族支援など、多様な課題に対応する内容を扱い、分野を超えた支援者間の関係構築や地域包括ケアシステムの構築、促進につなげた。今後も充実した研修を継続して実施することで、地域で障害者等を支える体制の構築、強化に向けて取組を進める。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	①福祉ニーズに対する相談機能の充実				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	ケアマネジャーへの支援及び教育・研修の充実				
取組内容	ケアマネジメントの質の向上、ケアマネジャーが抱える複合的な課題等を有するケースへの対応について、主に地域包括支援センターが助言や個別支援を実施する。地域包括支援センターと市が介護保険事業所等に対してもケアマネジメントに必要な情報提供や研修等を行う。				
事務事業名	高齢者地域支援事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	介護支援専門員(ケアマネジャー)等専門職に向けた研修の開催、権利擁護に関する普及啓発・介護予防に資する様々な事業を行い、地域の支援体制の充実や、関係機関とのネットワーク構築及び地域包括ケア体制の推進に向けた取組を実施する。地域における住民主体の介護予防活動を推進・支援するため、介護予防推進員を養成・支援し、地域住民主体の介護予防活動である集いの場活動を広げるための各種事業を実施する。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者保健福祉計画の策定並びに進捗状況の確認及び評価を行う。				
事業対象	介護支援専門員(ケアマネジャー)、65歳以上の市民				
事業概要	高齢者の権利擁護の観点から虐待防止に向けた各種取組や、高齢者福祉に従事する専門職に対する支援策として専門研修を実施する。介護予防に資する様々な事業等を展開し、地域における住民主体の介護予防活動を推進し、支援体制の充実を図る。また、高齢者保健福祉計画の策定並びに進捗状況の確認及び評価を行う。				
施策の指標	ケアマネジャー向け研修開催数				
単位	回	現状値(R4)	6	目標値(R11)	6
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
7					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、法改正についてケアマネジャーが理解を深められるよう様式集や手引きの改訂に取り組んだ。多忙なケアマネジャーがその人らしいケアプランを作成するための自立支援の視点の獲得、複合的な課題を抱えるケースへの対応力向上を目的とした研修等を開催していく必要がある。また、引き続き研修等をとおして、高齢者虐待対応マニュアルの共有や、虐待防止ネットワークの関係機関との連携強化に努め、高齢者虐待防止及び早期発見の必要性について啓発推進していく。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	①福祉ニーズに対する相談機能の充実				
担当課(施策)	保育幼稚園課、子ども子育て支援課				
取組名	保育所・学童保育所の保育研修				
取組内容	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行う。また、学童保育所に従事する職員の知識の習得及び技術の向上のため、基幹施設及び指定管理施設職員対象の各種研修等を実施する。				
事務事業名	基幹型保育所システム事務事業				
担当課(事務事業)	保育幼稚園課				
事業の目的	市の保育サービス水準の維持向上を図ることを目的とする。				
事業対象	市内保育施設(認可・認証・家庭的):51 施設				
事業概要	市を 3 つのエリアに分け、それぞれに設置した基幹型保育所が、相互の連携や外部機関等と連携し、エリア内の各保育所等へ研修等の事業を提供する。				
施策の指標	研修実施回数				
単位	回	現状値(R4)	7	目標値(R11)	8

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
9					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	本事業は、市全体の保育の質の維持・向上を図ることを目的に導入されたものである。令和6年度においても、基幹型保育所の担当者が現場の視点に立ち、保育士の知識向上できるよう、保育情勢やニーズに沿った研修や職種別連絡会、小学校連携に関しての事業、関係機関との連携事業、心理相談員による巡回相談などの多岐にわたる取り組みを企画・実施した。また、市内認可保育所等を巡回訪問し、重大事故防止及び不適切な保育の未然防止に関する情報の提供等を行った。研修においては、より学びが深まる研修の方法について着目し、計画実施していく。今後も保育所等をサポートする立場として、保育の質やサービスの向上につながる取組を、創意工夫をしながら実施していく。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	①福祉ニーズに対する相談機能の充実				
担当課(施策)	保育幼稚園課、子ども子育て支援課				
取組名	保育所・学童保育所の保育研修				
取組内容	市内を三つのエリアに分け、各エリア内に設置した基幹型保育所が、保育の質の維持・向上のため、相互に連携を図り、外部機関等と連携しながら、保育施設に対して情報の共有・助言指導・各種研修等を行う。また、学童保育所に従事する職員の知識の習得及び技術の向上のため、基幹施設及び指定管理施設職員対象の各種研修等を実施する。				
事務事業名	学童保育所の保育事務事業				
担当課(事務事業)	子ども子育て支援課				
事業の目的	保護者の労働又は疾病等の理由で昼間適切な監護を受けられない児童に対し、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。				
事業対象	公設学童保育所登録児童				
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら育成支援する。				
施策の指標	研修実施回数				
単位	回	現状値(R4)	7	目標値(R11)	8

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
7					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	研修内容は、毎年研修作業チームとして学童・児童館職員が集まり、その時点で課題になっていることを検討し、実施する研修を決定している。学童保育所では、応急救護講習会3回、障害児研修1回、アレルギー・エピペン研修1回、ケガ・事故防止研修1回、工作研修1回を実施した。学童保育所や児童館職員が、児童の安全・安心な保育や、保護者からの相談等に活かせるような、スキルアップにつながる研修を引き続き進めていく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	民生委員・児童委員による相談				
取組内容	子育て・母子保健・地域生活・教育・学校生活等の日常的な子どもに関する相談を受け、自殺対策等も含めた福祉課題の発見にも努めるとともに、関係機関(行政・児童相談所・保健所・警察署・社会福祉協議会等)と連携し、必要な情報の提供や各種窓口につなげる。				
事務事業名	民生委員等事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
事業対象	民生委員				
事業概要	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
施策の指標	相談・支援件数				
単位	件	現状値(R4)	875	目標値(R11)	1,000

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
686					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

要改善	民生委員法に基づき、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役として様々な業務を行っている。令和4年12月の一斉改選に伴うベテラン民生委員の退任や欠員区の拡大により、相談件数が現状値(R4)を下回っている。令和6年度は6人の新規委嘱を行ったが、令和7年3月31日時点で依然として13人の欠員が生じている。欠員地区解消に向けて、適任者に関する情報収集を隨時行う必要がある。
-----	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(2)総合的・専門的な対応の推進				
施策	②地域の福祉課題を発見する仕組みづくり				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	福祉の総合相談窓口による相談				
取組内容	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、支援関係機関間で連携を図りながら支援を行うため、複合的な課題に対する総合相談機能を果たす窓口相談を実施する。				
事務事業名	重層的支援体制整備事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等による福祉ニーズの多様化、複雑化へ対応するために、地域福祉コーディネーターを配置し、地域力の強化の推進と地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する。				
事業対象	地域住民等				
事業概要	地域福祉コーディネーターが総合的な相談支援を行うほか、地域の居場所づくりの支援などの地域力強化の推進、地域におけるネットワークの構築などに取り組む。				
施策の指標	福祉の総合相談窓口への相談件数				
単位	件	現状値(R4)	10 (令和5年1月開設)	目標値(R11)	100

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
53					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	令和6年度は丸っとふくまど(福祉の総合相談窓口)の周知を促進するためのイメージキャラクターの作成や出張窓口を開設し、事業の PR や支援関係機関との連携強化に取組み、地域住民、支援関係機関に身近な存在となるよう、事業効果の向上に努めた。令和7年度は福祉の総合相談窓口について、現在の限定的な概念にとらわれず、支援関係機関も含めた包括的な位置付けの在り方を、地域福祉コーディネーターと連携しながら検討していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供				
施策	①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有				
担当課(施策)	各課(健康部所属課・福祉部所属課・子ども家庭部所属課)				
取組名	福祉関連課のXによる福祉情報の提供				
取組内容	Xを使い、福祉関連情報を提供する。				
事務事業名	-				
担当課(事務事業)	健康部(地域共生推進課、保険年金課、健康推進課) 福祉部(生活福祉課、障害福祉課、高齢福祉課) 子ども家庭部(子ども若者計画課、保育幼稚園課、子ども子育て支援課、子育て相談室)				
施策の指標	福祉関連課のXへの投稿数				
単位	件	現状値(R4)	700	目標値(R11)	840
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
277					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
47・48 ページ参照	<p>令和4年度まで各課のアカウントにて投稿していたが、カテゴリーごとに投稿する形式に変更になった経過があり、これにより投稿内容も変化してきた。情報を届けたい対象者に合わせて、各課が適切な周知媒体で情報提供をしている。</p> <p>しかしながら、課によっては、運用に課題認識があるため、課題解決に向け各課の運用方法を参考として共有を図る。</p> <p>今後もXによる周知が効果的な内容に関して、積極的に情報発信をしていく。</p>				
評価委員会の確認	より効果的な進捗管理・最終評価を行えるように、福祉・保健のアカウントのフォロワー数を増やす試みをした方が良い。				

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供				
施策	①市民にわかりやすい福祉情報の提供・共有				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	第三者評価の受審の促進				
取組内容	第三者の評価を受け、客観的な評価情報が公開されることで、利用者が良質なサービスを選択できるよう、サービス提供事業者へ第三者評価の受審を働きかける。サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図る。				
事務事業名	福祉サービス第三者評価受審支援事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	利用者が安心してサービスを受けられるよう、サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及、定着を図る。				
事業対象	福祉サービス提供事業者及び利用者				
事業概要	サービスの質の向上のため、福祉サービス提供事業者に積極的に福祉サービス第三者評価を受審してもらえるよう、補助金を支出する。また、利用者が評価の情報を入手しやすいよう公表につなげる。				
施策の指標	第三者評価受審費補助事業所(事業所数)				
単位	-	現状値(R4)	6	目標値(R11)	13

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
8					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	都の「指針」に基づき実施している第三者評価制度受審費用への補助事業であるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう第三者評価制度の普及・定着に向けた支援を継続していく。市ホームページ及び施設へのメールで受審勧奨を行った。また、令和7年度より、事業者や利用者との接点がある各分野の事業主管課が所掌し、第三者評価制度の普及・定着について一体的に実施していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供				
施策	②地域に密着したサービスの展開				
担当課(施策)	子育て相談室				
取組名	地域包括ケアの推進(子ども)				
取組内容	保健師や助産師等を配置し、妊娠から出産、子育てまで一貫して同じ場所で相談でき、切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの充実を図る。				
事務事業名	子育て世代包括支援センター事務事業				
担当課(事務事業)	子育て相談室				
事業の目的	母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠婦・乳幼児等の健康保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。				
事業対象	未就学児の子を子育て中の方				
事業概要	妊娠期から出産・育児において、妊娠婦や乳幼児の状況を把握し、切れ目ない支援を実施する。				
施策の指標	子育て世代包括支援センターと関係機関連携件数				
単位	件	現状値(R4)	438	目標値(R11)	320
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
551					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	支援が必要な家庭に対して、関係機関連携を行った。目標値を超えた理由は、計画策定時に、連携先件数に除外していた子ども家庭支援センターを加えたことや、特に支援が必要と思われる25歳以下の初産妊娠及び支援者1人以下の妊娠について、関係機関と継続的に連携をとったことが要因である。引き続き、必要な連携を実施していく。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供				
施策	②地域に密着したサービスの展開				
担当課(施策)	障害福祉課				
取組名	障害者地域自立支援協議会の運営				
取組内容	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉に関わる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催する。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行う。また、必要に応じて各専門部会に作業部会を設置し、個別課題の対応や事業所間の連携をより強化していく。				
事務事業名	障害者地域自立支援協議会事務事業				
担当課(事務事業)	障害福祉課				
事業の目的	地域における障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進することとする。				
事業対象	市民				
事業概要	地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議する。				
施策の指標	障害者地域自立支援協議会開催回数 (専門部会、作業部会及びワーキンググループを含む)				
単位	回	現状値(R4)	58	目標値(R11)	45

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
51					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	本協議会は、当事者、家族、相談支援機関、民間事業者、教育機関、医療・保健機関、雇用機関、行政等が参加して、障害福祉に関わる地域の関係者のネットワークを強化し、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めていくための協議組織である。今後も、地域全体で障害福祉に係る課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けて取り組んでいくため、継続して実施する必要がある。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標1 包括的な支援体制づくり				
施策の柱	(3)わかりやすい情報の提供とサービスの提供				
施策	②地域に密着したサービスの展開				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	地域ケア会議の効果的な運営				
取組内容	地域包括ケアシステム実現のために、地域ケア会議を効果的に運営し、積み上げた地域課題等の協議、地域のネットワーク構築や多職種の連携強化等を推進する。				
事務事業名	地域ケア会議推進事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	地域ケア会議は地域包括ケアシステム実現のための手法であり、地域の特性に応じた地域課題の共有・検討や地域資源の開発、施策への反映等を検討する。地域で活動する様々な関係機関のネットワーク形成も目的とする。				
事業対象	65歳以上の市民				
事業概要	地域ケア会議の推進にかかる、小地域ケア会議開催後の課題の整理や地域ケア会議への議題調整等を中心的に担うリーダーセンターを委託先地域包括支援センターの東西各1か所に委託する。介護予防を推進するために、介護予防部会にアドバイザーを配置する。				
施策の指標	地域包括支援センターを中心とした連絡・連携件数				
単位	件	現状値(R4)	17,502	目標値(R11)	21,000

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
16,782					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	各地域包括支援センター単位で開催する地域課題を協議する中で、地域の事情に即した検討が可能となった。地域ケア会議では、小地域ケア会議で把握した地域課題や取組について共有するためのあり方を工夫した。介護予防部会では、効果的な情報発信について協議し、様々な媒体の活用や家族を巻き込んだ取組の必要性を確認した。今後は、専門部会を含めた地域ケア会議の体系全体の見直しを進め、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の強化を図っていく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(1)権利擁護の推進				
施策	①成年後見制度の利用促進				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	成年後見制度・権利擁護支援の周知・啓発				
取組内容	成年後見制度に関する講演会、個別相談会等を開催し、幅広い専門職団体等と連携しながら、制度の周知・啓発に取り組む。また、市の職員をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護保険事業所等の関係者に対して、成年後見制度の研修等を実施し、正しい理解を促す。				
事務事業名	権利擁護センター事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	福祉サービスの利用者に対する利用援助、苦情相談、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な方の権利擁護相談等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにする。				
事業対象	権利擁護支援を必要とする方等				
事業概要	福祉サービスの利用者に対する利用援助、苦情相談、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な方の権利擁護相談等を行うとともに、市民後見人の養成、法人後見監督人の受任、申立て段階等におけるマッチング及び後見方針立案支援等を行う。				
施策の指標	成年後見相談件数				
単位	件	現状値(R4)	3,084	目標値(R11)	3,400

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
4,478					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	本事業の「各種相談、福祉サービス利用支援業務、福祉サービス苦情処理業務、成年後見制度利用支援業務、権利擁護支援業務」と東京都社会福祉協議会からの受託事業である「地域福祉権利擁護事業」との一体的な運営により事業の効果を上げている。第2次国分寺市地域福祉計画に含まれる成年後見制度利用促進基本計画に基づき、社会福祉協議会と共に地域連携ネットワークの構築を推進する。また、国の成年後見制度利用促進基本計画で示されている優先的に取り組むべき事項について、引き続き実施していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(1)権利擁護の推進				
施策	①成年後見制度の利用促進				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	成年後見制度・権利擁護支援の周知・啓発				
取組内容	成年後見制度に関する講演会、個別相談会等を開催し、幅広い専門職団体等と連携しながら、制度の周知・啓発に取り組む。また、市の職員をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護保険事業所等の関係者に対して、成年後見制度の研修等を実施し、正しい理解を促す。				
事務事業名	権利擁護センター事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	福祉サービスの利用者に対する利用援助、苦情相談、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な方の権利擁護相談等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにする。				
事業対象	権利擁護支援を必要とする方等				
事業概要	福祉サービスの利用者に対する利用援助、苦情相談、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な方の権利擁護相談等を行うとともに、市民後見人の養成、法人後見監督人の受任、申立て段階等におけるマッチング及び後見方針立案支援等を行う。				
施策の指標	成年後見制度利用者数				
単位	人	現状値(R4)	183	目標値(R11)	201

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
189					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	第2次国分寺市地域福祉計画に包含される成年後見制度利用促進基本計画に基づき、社会福祉協議会と共に地域連携ネットワークの構築を推進する。また、国の成年後見制度利用促進基本計画で示されている優先的に取り組むべき事項について、引き続き実施していく。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(1)権利擁護の推進				
施策	②あらゆる虐待やいじめ等の防止				
担当課(施策)	障害福祉課				
取組名	障害者についての虐待防止研修の推進				
取組内容	障害福祉・高齢福祉・児童福祉・教育関係者及び地域の支援者を対象とし、身体拘束・虐待防止、権利擁護、意思決定支援等に関する研修を実施する。				
事務事業名	障害者虐待防止対策支援事業、障害者基幹相談支援センター事務事業				
担当課(事務事業)	障害福祉課				
事業の目的	障害者への虐待を防止するとともに、虐待事案の解決を図る。				
事業対象	障害者				
事業概要	虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な支援を進めるため、見守り、虐待発生時の対応(介入)、警察や弁護士、医療機関等による専門的介入支援ネットワーク構築による連携を強化するため、関係機関の実務者レベル、代表者レベルでの会議を開催する。障害者及び障害児への虐待の防止及び虐待事案の解決等に当たり専門的知見を必要とする場合には、弁護士等からのアドバイスを受けて適切な対応を行う。				
施策の指標	障害者虐待防止ネットワーク会議実施回数				
単位	回	現状値(R4)	2	目標値(R11)	2

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
2					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	障害者虐待防止法では、障害者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害者の保護、養護者支援とともにそのための関係機関の連携強化が市の責務と定められている。府内外の関係機関との連携を強化し、適切かつ効果的に障害者の権利擁護を図るため、障害者虐待防止ネットワーク会議を継続して実施していく必要がある。虐待事案は世帯の複合的な問題を抱えたものが多くあり、障害、高齢、児童、医療、警察等の様々な分野での連携が不可欠である。関係する各分野の管理者レベル及び法人等代表者レベルで毎年1回会議を開催し、協議・情報交換を行うことが、個別ケースでの虐待防止、障害者の権利擁護のための関係機関のスムーズで効果的な連携につながっている。また、障害者虐待の防止及び質の高い支援技術の習得等のため、関係機関を対象にした虐待防止研修を継続して実施する必要がある。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(1)権利擁護の推進				
施策	②あらゆる虐待やいじめ等の防止				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	高齢者虐待防止等の取組、地域におけるネットワークの構築				
取組内容	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止、早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化を図る。				
事務事業名	高齢者地域支援事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	介護支援専門員(ケアマネジャー)等専門職に向けた研修の開催、権利擁護に関する普及啓発・介護予防に資する様々な事業を行い、地域の支援体制の充実や、関係機関とのネットワーク構築及び地域包括ケア体制の推進に向けた取組を実施する。地域における住民主体の介護予防活動を推進・支援するため、介護予防推進員を養成・支援し、地域住民主体の介護予防活動である集いの場活動を広げるための各種事業を実施する。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、高齢者保健福祉計画の策定並びに進捗状況の確認及び評価を行う。				
事業対象	介護支援専門員(ケアマネジャー)、65歳以上の市民				
事業概要	高齢者の権利擁護の観点から虐待防止に向けた各種取組や、高齢者福祉に従事する専門職に対する支援策として専門研修を実施する。介護予防に資する様々な事業等を展開し、地域における住民主体の介護予防活動を推進し、支援体制の充実を図る。また、高齢者保健福祉計画の策定並びに進捗状況の確認及び評価を行う。				
施策の指標	高齢者の虐待防止関連会議開催回数				
単位	回	現状値(R4)	2	目標値(R11)	2
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
2					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	<p>虐待の未然防止、早期発見のためには関係機関との連携が必要不可欠である。研修等の開催、高齢者虐待対応マニュアルの共有や、虐待防止ネットワークの関係機関との連携強化に努め、高齢者虐待防止及び早期発見の啓発推進が必要である。</p> <p>虐待が疑われるケースについては、地域包括支援センターにて事実確認を実施し、市の協議の場である緊急受理会議や個別ケース会議での検討を通じて、継続的に支援をしている。通報件数は増加傾向にある中、地域包括支援センターと市が連携して対応している状況がある。</p> <p>高齢者の虐待防止関連会議のような、多くの関係機関が参加する会議の開催回数を増加させることは困難だが、今後も開催を継続していく。</p>				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(1)権利擁護の推進				
施策	②あらゆる虐待やいじめ等の防止				
担当課(施策)	子育て相談室				
取組名	児童虐待の予防と早期発見				
取組内容	児童虐待に対しての相談を行い、子どもとその保護者の支援及び児童虐待の予防と早期発見に努める。				
事務事業名	子ども家庭支援センター事務事業				
担当課(事務事業)	子育て相談室				
事業の目的	子どもの健やかな成長及び地域社会の福祉増進を図る。				
事業対象	18歳未満の子どもと保護者、子育てに関わるすべての方				
事業概要	相談事業、要保護児童対策地域協議会、在宅サービス基盤整備事業等を実施する。				
施策の指標	普及啓発活動回数				
単位	回	現状値(R4)	3	目標値(R11)	3

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	毎年テーマを変えて市民講演会を開催するとともに、児童虐待防止推進月間の啓発活動として、国分寺駅前広場にてオレンジリボンキャンペーンを実施している。また、子ども専用相談電話の普及啓発を市立小中学校全校で年1回実施している。子どもの安心・安全な生活を守り、健やかな成長を図るため、継続して実施する必要がある。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(2)支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進				
施策	①暮らしを支える支援の充実				
担当課(施策)	生活福祉課				
取組名	生活に困窮している人への相談体制の整備(自立相談支援事業(相談))				
取組内容	生活保護の前段階にある生活困窮者が抱える複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する自立相談支援機関を設置し、庁内関係課及び地域の関係機関と連携し、支援を必要とする生活困窮者の把握に努め、窓口又は自宅訪問等により、相談を受け付ける。				
事務事業名	生活困窮者自立促進支援事務事業				
担当課(事務事業)	生活福祉課				
事業の目的	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、状況に応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。				
事業対象	生活困窮者				
事業概要	相談窓口を設置し、相談者ごとに作成する個別支援計画に基づき、就労支援、住居確保給付金支給、子どもの学習支援等を行う。国分寺市社会福祉協議会と業務委託契約を締結している。				
施策の指標	新規相談件数				
単位	件	現状値(R4)	414	目標値(R11)	450

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
379					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

拡大・拡充	国分寺市社会福祉協議会へ委託し、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」が相談窓口となり、相談業務を実施し、個別支援計画に基づく支援を行った。 今後も引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく各支援事業を効果的に取り組んでいく必要がある。そのため、制度の改正等も踏まえ、綿密な庁内連携と関係機関との連携を図り、生活に困窮されている方の早期把握と早期支援の実施に努めていく。
-------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり		
施策の柱	(2)支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進		
施策	②自殺防止のための固有の支援		
施策の指標について			
<p>(施策の中心となる取組(事務事業)の指標・目標であり、施策の成果を代表する。)</p> <p>本施策の指標は、国分寺市の自殺死亡率とする。自殺総合対策大綱及び第2次東京都自殺総合対策計画では、平成27(2015)年を基準年として令和8(2026)年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としている。</p> <p>本市においては、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大以前の平成27(2015)年から令和元(2019)年までの平均を基準として、令和6(2024)年までに自殺死亡率を30%以上減少させ、8.5以下にすることを目標にして進めてきた。この目標について未達成であることから、これを引き継ぐこととし、令和11(2029)年までに自殺死亡率を30%以上減少させることを引き続き目標とする。</p> <p>なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、そのあり方も含めて数値目標を見直すものとする。</p>			
施策の指標 (厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)		現状値 (※1)	目標値 (令和11年度)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)		12.2	8.5以下

※1 現状値は、毎年の増減が大きいため、平成27年から令和元年までの平均値とした。

指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
15.26 (5年平均)※2					
8.54 (単年)					

※2 直近5年間の死亡率を合計し、平均したもの。

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

取組名	自殺未遂者等への支援の充実		
取組内容	生活課題や悩みなどの「生きることの阻害要因」を減らすための取組を行うとともに、居場所づくりや自殺未遂者への支援などの「生きるための促進要因」を増やす取組を行う。		

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方
自殺対策事務事業	健康推進課	現状維持 市民が、自殺対策への理解を深め、また自身のこころの健康づくりに関し、正しい知識が身に着けられるよう、参加しやすい時間設定、会場確保等の工夫を行いゲートキーパー養成講座を開催した。引き続き、社会全体で取り組むべき課題である自殺対策への理解が深められるよう、庁内連携のうえ事業展開していく。
地域活動支援センター事務事業	障害福祉課	現状維持 障害者が地域において自立した日常生活及び社会生活を送るために、相談支援の場、日中活動の場及び地域住民との交流等を図るための場を提供する事業である。また、障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」に備えるための地域生活支援拠点等の機能を担う事業及び重層的支援体制整備事業における地域づくり事業でもあることから、継続して実施する必要がある。
認知症対策事務事業	高齢福祉課	拡大・拡充 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症予防に関する普及啓発や、認知症の早期支援・早期診断に向けた取組を拡充する。
高齢者地域生きがい交流事務事業	高齢福祉課	現状維持 高齢者の介護予防活動・地域づくりに資する事業として、参加者の満足度及び市民ニーズも高いことから、実施事業者と連携し、継続していく。講座内容について、アンケート結果をもとに工夫しながら、充実を図っていく。
親子ひろば事務事業	子育て相談室	拡大・拡充 地域の子育て支援拠点として、乳幼児の親子等がより利用しやすく、育児不安の軽減につながるよう、引き続き、親子ひろば事業の充実を図っていく。令和7年3月をもって泉町親子ひろば事業を廃止し、令和7年4月より中部地区拠点親子ひろば事業を開始するとともに、西部地区拠点親子ひろば事業の運営を市直営から委託での運営に変更する。

取組名	自死遺族等への支援の充実		
取組内容	自死への偏見による遺族の孤立化の防止や自死遺族の心を支える取組を行う。また、相続や行政手続に関する情報提供等についても支援を行う。		

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
自殺対策事務事業	健康推進課	現状維持	市民が、自殺対策への理解を深め、また自身のこころの健康づくりに関し、正しい知識が身に着けられるよう、参加しやすい時間設定、会場確保等の工夫を行いゲートキーパー養成講座を開催した。引き続き、社会全体で取り組むべき課題である自殺対策への理解が深められるよう、庁内連携のうえ事業展開していく。

取組名	無職者・失業者への支援		
取組内容	一般的にも市においても自殺のリスクが高い無職者・失業者に対する支援の充実、若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化などにより、総合的な支援を進める。		

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
雇用促進対策事務事業	経済課	現状維持	国及び東京都における就労支援施策に関する情報を収集するとともに、他自治体における先進的な取組事例の調査・研究を行っていく。併せて、今年度策定した「第三次国分寺市就労支援プラン」に基づき、庁内関係各課をはじめ、東京しごとセンター多摩及び立川公共職業安定所と相互に連携し、各種セミナーや合同面接会等の開催を通じて、市民の就労機会の創出を推進するとともに、東京都労働相談情報センター多摩事務所との連携により、労働者へ向けた安定した労働環境の構築に努める。加えて、これらの施策を効果的に展開するため、「就労支援地域連絡会」を開催し、地域の雇用・就労情勢に関する情報の共有及び意見交換を行うことで、関係機関相互の連携体制の強化を図る。
生活困窮者自立促進支援事務事業	生活福祉課	拡大・拡充	生活困窮者自立支援法に基づく各支援事業を効果的に取り組んでいく必要がある。そのため制度の改正等も踏まえ、綿密な庁内連携と関係機関との連携を図り、今後も生活に困窮されている方の早期把握と早期支援の実施に努めていく。

取組名	女性への支援
取組内容	学校関係の悩みや進路・進学問題、親子関係の不和、就労に関する問題、予期しない妊娠や産後うつ、子育ての悩み、介護疲れなど、ライフステージによって異なる困難を抱える女性の悩みに応じた相談支援を進め、適切な支援につなげる。また、支援へのつながりやすさを高めるため、相談窓口の周知を強化する。

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
DV対策事務事業	人権平和課	現状維持	相談員の積極的な研修受講やDV防止連絡会を通した庁内連携の強化等により、より相談しやすい環境を整備することに努めた。公共施設の窓口・お手洗い等へのリーフレット配架や、市内・近隣の学校・幼稚園などにリーフレットやチラシを配架することで、相談窓口の周知に取組んだ。また、女性・子どもに対する暴力をなくすための意識啓発については、人権平和課だけでなく子ども家庭支援センター等と協力し、より広く効果的な事業実施ができるよう工夫した。
男女平等推進事務事業	人権平和課	現状維持	第2次国分寺市男女平等推進行動計画推進状況(令和5年度)の評価、第3次国分寺市男女平等推進行動計画策定に向け、男女平等推進委員会より意見徴収行った。また、市民ワークショップにより市民の意見聴取、パブリック・コメントを実施し、第3次国分寺市男女平等推進行動計画を策定した。令和7年度より、策定した計画に沿って男女平等施策を引き続き推進していく。
母子訪問指導事務事業	子育て相談室	現状維持	産婦・新生児訪問により、育児負担・不安の軽減に努めた。今後も継続して実施する必要がある。
子育て世代包括支援センター事務事業	子育て相談室	現状維持	出産・子育て応援事業により、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を提供した。今後も継続して実施する必要がある。
児童扶養手当等支給事務事業	子ども子育て支援課	現状維持	生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上のため、母子家庭等に対して手当を支給する必要不可欠な給付事業であり、引き続き継続して実施する必要がある。

取組名	生活困窮者への支援			
取組内容	生活困窮に陥った人に対する「生きることの包括的な支援」の強化、支援につながっていない人を早期に支援へつなぐための取組の推進、多分野の関係機関が連携する基盤の整備などを進め、「自立生活サポートセンターこくぶんじ」において、家計や仕事、生活上の困りごとなど幅広く相談を受け止めるとともに、庁内や関係機関と連携し、本人に寄り添った支援を進める。			
事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方		
重層的支援体制整備事務事業	地域共生推進課	現状維持	本事業の受託者である社会福祉協議会に属する地域福祉コーディネーター担当が、地域の様々な相談を受け止め、個別支援から地域支援まで総合的な支援の提供を行うもので、その内容は、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の相談を受け、支援関係機関につなぐ等の継続的な支援の実施や多機関協働事業等の新たな取組を行うことなど多岐にわたる。令和6年度は丸つとふくまど(福祉の総合相談窓口)の周知を促進するためのイメージキャラクターの作成や出張窓口を開設し、事業のPRや支援関係機関との連携強化に取組み、地域住民、支援関係機関に身近な存在となるよう、事業効果の向上に努めた。令和7年度は福祉の総合相談窓口について、現在の限定的な概念にとらわれず、支援関係機関も含めた包括的な位置付けの在り方を、地域福祉コーディネーターと連携しながら検討していく。	
民生委員等事務事業	地域共生推進課	現状維持	民生委員法に基づき、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役として様々な業務を行っている。市民からの相談内容は多様化・複雑化していることから、引き続き民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう事務局として環境整備に努める必要がある。また、欠員地区解消に向けて、適任者に関する情報収集を随時行う。	
自殺対策事務事業	健康推進課	現状維持	市民が、自殺対策への理解を深め、また自身のこころの健康づくりに関し、正しい知識が身に着けられるよう、参加しやすい時間設定、会場確保等の工夫を行い講座を開催した。引き続き、社会全体で取り組むべき課題である自殺対策への理解が深められるよう事業展開していく。	

生活困窮者自立促進支援事務事業	生活福祉課	拡大・拡充	生活困窮者自立支援法に基づく各支援事業を効果的に取り組んでいく必要がある。そのため制度の改正等も踏まえ、綿密な庁内連携と関係機関との連携を図り、今後も生活に困窮されている方の早期把握と早期支援の実施に努めていく。
生活保護扶助事務事業	生活福祉課	現状維持	最後のセーフティネットである生活保護は、生活困窮者に対しひとしく最低限度の生活を保障し、生活の維持向上及び自立の助長を図ることを目的としている。生活保護受給者の方は年々増加傾向にあり、その申請理由も多岐にわたるが、対象者に対し、寄り添った対応を目指していく。また、地区担当員と支援員等の専門職員との連携により、引き続き適正な保護の実施に努めていく。
受験生チャレンジ支援貸付事業窓口運営事務事業	生活福祉課	現状維持	市立中学校でのチラシ配布に協力いただくなど、積極的に事業の周知を行っていく。

取組名	高齢者への支援
取組内容	高齢者とその家族・介護者に対する相談支援、支援者の気づきを高める取組、高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進、家族・介護者に対する支援の推進などにより、自殺リスクの高い高齢者を早期に支援へとつなげ、高齢者とその家族・介護者が、社会的に孤立することなく、生きがいを感じられる地域づくりを進める。

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
自殺対策事務事業	健康推進課	現状維持	市民が、自殺対策への理解を深め、また自身のこころの健康づくりに関し、正しい知識が身に着けられるよう、参加しやすい時間設定、会場確保等の工夫を行い講座を開催した。引き続き、社会全体で取り組むべき課題である自殺対策への理解が深められるよう事業展開していく。
地域包括支援センター運営事務事業	高齢福祉課	現状維持	地域包括支援センターに寄せられる相談内容は複雑化・複合化しており、対応力の強化に向け、相談が多い日中に集中して職員が配置できるよう開設時間の変更について検討を行う。また、市は地域包括支援センターに対し、総合調整機能、統括機能、人材育成・支援機能、後方支援・直接介入機能等の基幹的機能の充実及び保険者機能の強化の両面から継続支援していく必要がある。

生活支援体制整備事務事業	高齢福祉課	要改善	担い手研修について、基礎研修を介護予防推進員養成講座と合同で開催した。受講者の意識が高く、事業所の参加する個別説明会に10人が参加した。事業所の人材不足を解決する取組として、地域の担い手の活用を関係機関と連携しながら取り組む必要がある。 来年度は単独での開催となるため、研修プログラムや日程を見直しより多くの方が参加し地域の担い手として多様な場で活躍できる機会となることを目指す。
高齢者地域支援事務事業	高齢福祉課	現状維持	研修等の開催、高齢者虐待対応マニュアルの共有や、虐待防止ネットワークの関係機関との連携強化に努め、高齢者虐待防止及び早期発見の啓発推進が必要である。 地域包括支援センターや市が開催する介護予防関係の講座および講演会等においては、早期から健康づくりや介護予防に主体的に取り組むことの必要性を啓発した。健康寿命の延伸に向けて、介護予防施策をさらに充実・推進させ、継続して取り組んでいく必要がある。
老人クラブ助成事務事業	高齢福祉課	現状維持	老人クラブは、様々な活動を通じて会員の健康増進を図り、また、高齢社会における地域福祉を支える団体として地域で果たす役割は非常に大きいことから、補助金を交付し、活動を継続的に支援する必要がある。老人クラブの運営には、自主財源の確保と組織率を高めることが必要なため、連合会や単位クラブにおいても会員勧誘活動を行っており、市としても引き続き市報や市ホームページでの情報提供や会員増強に向けた活動への支援等を行っていく。
認知症センター等養成事務事業	高齢福祉課	現状維持	認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するために必要な事業である。 引き続き、認知症センター等の人材を育成していくとともに、認知症の人やその家族の意見を取り入れながら地域づくりの仕組みを検討する。
認知症対策事務事業	高齢福祉課	拡大・拡充	共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき、認知症予防に関する普及啓発や、認知症の早期支援・早期診断に向けた取組を拡充する。

高齢者地域生きがい交流事務事業	高齢福祉課	現状維持	高齢者の介護予防活動・地域づくりに資する事業として、参加者の満足度及び市民ニーズも高いことから、実施事業者と連携し、継続していく。講座内容について、アンケート結果をもとに工夫しながら、充実を図っていく。
-----------------	-------	------	---

取組名	働いている人への支援
取組内容	労働条件、ハラスメント、メンタルヘルスなどに関する職域における課題について、自殺対策の観点から情報発信・普及啓発に取り組む。

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
自殺対策事業	健康推進課	現状維持	市民が、自殺対策への理解を深め、また自身のこころの健康づくりに関し、正しい知識が身に着けられるよう、参加しやすい時間設定・会場確保等の工夫を行い講座を開催した。引き続き、社会全体で取り組むべき課題である自殺対策への理解が深められるよう事業展開していく。

取組名	子ども・若者への支援
取組内容	全国の児童・生徒の自殺者が増加しており、市においても若年層において希死念慮の経験がある者が半数を占めたことから、特に対策が求められており、教育機関等と連携した取組を進める。引き続き、「SOSの出し方に関する教育」を市内公立学校全校で進めるとともに、長期休業日前後には指導及び見守りを行う。学校における相談体制、不登校児童・生徒への支援を充実する。相談窓口連絡先一覧を配布して身近にいる信頼できる大人や外部相談機関等に相談するよう伝える。中学生には、SNSによる教育相談も周知する。また、いじめ防止に関する取組を充実する。 生活困窮者やひきこもり状態にある人の支援を進める。

事務事業名	担当課	令和6年度:今後の進め方	
生活困窮者自立促進支援事務事業	生活福祉課	拡大・拡充	生活困窮者自立支援法に基づく各支援事業を効果的に取り組んでいく必要がある。そのため制度の改正等も踏まえ、綿密な庁内連携と関係機関との連携を図り、今後も生活に困窮されている方の早期把握と早期支援の実施に努めていく。

いじめ防止事務事業	学校指導課	現状維持	「いじめに関するアンケート調査」は、学期ごとに年3回、全校で実施し、実態把握と早期発見、早期対応に努めてきた。また、小学校5年生と中学校1年生を対象とした弁護士によるいじめ予防授業やスクールカウンセラーの全員面接も全校において実施した。さらに、「児童会・生徒会フォーラム」を開催し、児童・生徒が主体的にいじめ防止や「すべての人を大切にするまち宣言」の実現に向けた取組について考えを深める機会も設定した。引き続きいじめ防止については適切に取り組む。
教育相談事務事業	学校指導課	拡大・拡充	教育相談室は、教育に関わる心理的な課題や発達上の課題における相談機関として重要な役割を果たしており、電話相談及び来室した児童・生徒・保護者の課題の解決を支援することができた。特別な支援を要する子ども一人一人に適切な教育や支援を行うため、個別支援委員会に向けた行動観察や、発達検査などを実施した。今後はスクール・ソーシャルワーカーを学校配置とし、より児童・生徒に寄り添った支援を行うなど、相談体制の充実を行う。
不登校児童生徒の支援事務事業	学校指導課	拡大・拡充	在籍する学校に通学することが困難な児童・生徒にとって、トライルームは学校復帰等と社会的自立へ向けたステップの場であるとともに、安心できる居場所になっている。また、トライルームを利用していない不登校や不登校傾向の児童・生徒の保護者から多くの相談をいたいた。引き続き不登校児童・生徒の状況に寄り添った対応に努めるとともに、トライルームの開室日数や教室数の拡充を図っていく。

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(2)支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進				
施策	③再犯防止のための固有の支援				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	民間協力者の活動の促進				
取組内容	北多摩東地区保護司会国分寺分区や北多摩東地区更生保護女性会国分寺分区など、民間協力者の方々の活動を促進するための支援を行うとともに、民間協力者や関係機関等の方々と連携し、更生保護に対する市民の理解と協力を得て、犯罪をした人等を孤立させることなく、立ち直りを支援する。				
事務事業名	国分寺分区等事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	北多摩東地区保護司会国分寺分区に補助金を交付し、市内の更生保護活動や地域の犯罪予防活動等を行っている保護司会の支援を行う。				
事業対象	保護司				
事業概要	安全安心な地域をつくる更生保護の推進を図るため、北多摩東地区保護司会国分寺分区へ補助金及び北多摩地区保護観察協会へ負担金を交付する。国分寺分区の事務局として、保護司会活動の支援を行う。				
施策の指標	定例会及び行事等活動回数				
単位	回	現状値(R4)	150	目標値(R11)	300

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
150					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	引き続き、各保護司との情報共有・連携を図り、更なる安全・安心なまちづくりのため、保護司活動の支援を行う必要がある。また、北多摩東地区保護司会(国分寺市、武蔵野市、三鷹市、小金井市、4市で構成)についても、構成市及び保護観察協会と連携し、保護司活動の支援を行う。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標2 だれもが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくり				
施策の柱	(2)支援を必要とする人への適切な支援の提供と理解の促進				
施策	③再犯防止のための固有の支援				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	犯罪をした人等の立ち直り支援に関する広報・啓発活動の推進				
取組内容	犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について地域の理解を深め、犯罪のない明るい社会を築くため、社会を明るくする運動を推進する。				
事務事業名	社会を明るくする運動事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	青少年の犯罪の防止と犯罪者の更生について、市民の理解を深め犯罪のない明るい社会を築こうとする運動である。				
事業対象	市民				
事業概要	市民の理解を深め、また、広報するために毎年「ひまわり畠」や「ひまわりコンサート」、市内のおまつり等に参加する。				
施策の指標	行事の参加者数				
単位	人	現状値(R4)	850	目標値(R11)	1,500
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1,032					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	法務省の主唱する運動であり、シンボルである「ひまわり」の迷路づくり、市内地域まつり等でのワークショップ・刑務作業製品の販売についても市内に定着している。引き続き、この運動の更なる定着に向けて周知に努めるなど、事務局として支援を行う必要がある。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(1)地域福祉を担う人材の育成と活用				
施策	①ボランティアや市民活動団体の育成・養成				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	元気高齢者地域活躍推進事業(介護支援ボランティア制度)				
取組内容	高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動をとおした介護予防を行う。				
事務事業名	地域介護予防活動支援事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する地域活動の支援を行う。				
事業対象	65歳以上の市民				
事業概要	介護予防に資する地域活動の支援として元気高齢者地域活躍推進事業(介護支援ボランティア活動)等を実施する。				
施策の指標	介護支援ボランティア活動延べ回数				
単位	回	現状値(R4)	430	目標値(R11)	1,000

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1,964					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	高齢者が興味や関心を持つ地域活動に自ら取り組み、状態に合わせて役割を担うことが心身機能の維持や向上に効果的であり、そのことが介護予防につながる。令和4年度はコロナ禍の影響で430回であったが、令和5年度は活動再開により1,290回となった。令和6年度は説明会を9回実施したこと等により登録者がさらに増加し、それに伴い活動回数も増加した。健康寿命延伸に向けて、介護予防施策をさらに充実・推進させ、地域包括支援センターと連携しながら継続して取り組んでいく必要がある。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(1)地域福祉を担う人材の育成と活用				
施策	①ボランティアや市民活動団体の育成・養成				
担当課(施策)	子育て相談室				
取組名	ファミリー・サポート・センター事業				
取組内容	育児の援助をしたい方(援助会員)と育児の援助を受けたい市民(利用会員)が育児の相互援助活動を行う会員登録制の組織事業。育児利用時間に応じた謝礼金を利用会員が援助会員に支払う。				
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事務事業				
担当課(事務事業)	子育て相談室				
事業の目的	地域において市民相互で行う一時保育等の育児の援助活動を支援し、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。				
事業対象	市民(利用会員・援助会員)				
事業概要	育児の援助をしたい方(援助会員)と育児援助をしてほしい方(利用会員)の会員登録、援助活動の調整等を行う。				
施策の指標	援助活動実施件数				
単位	件	現状値(R4)	4,515	目標値(R11)	5,363

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
4,765					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	地域の互助による子育て支援として定着させることで、子育て世帯が安心して子育てのできる環境づくりを推進させるため、継続して実施する必要がある。令和7年4月より西部地区拠点親子ひろばの運営事業者に本事業を委託し、西部地区拠点親子ひろば内で事業を実施する。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(1)地域福祉を担う人材の育成と活用				
施策	②協働の推進				
担当課(施策)	協働コミュニティ課				
取組名	提案型協働事業				
取組内容	市民活動団体からの発意で提案された事業のうち、協働事業審査会において採択された事業を実施する。				
事務事業名	市民活動団体支援事務事業				
担当課(事務事業)	協働コミュニティ課				
事業の目的	福祉・環境・子育て・行財政など様々な分野で市民の主体的・自主的な活動が展開されており、市民が必要とする公共サービスの提供やまちづくりに積極的に関わる市民活動団体の活性化、行政との協働を推進するための環境整備を行う。				
事業対象	市民活動を行う者				
事業概要	市民活動団体の活性化、行政との協働を推進するための環境整備を行う。				
施策の指標	委託型協働事業の提案数(市民活動団体との協働事業)				
単位	件	現状値(R4)	4	目標値(R11)	8

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
4					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

拡大・拡充	市民活動団体の支援については、参加団体が一堂に会する市民活動フェスティバル及び団体別に市内各地でイベントを開催し、活動PR、団体同士や市民との交流、地域活動の活性化等を図っていく。 協働推進については、コーディネーターと連携しながら、職層ごとに体系化した職員向け研修、市の施策に関する市民活動団体向け連続講座を実施し、協働に関する理解を図っていく。また、委託型協働事業については、提案型協働事業において、説明会の実施や募集期間の延長を行い、提案を促進していく。
-------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	①地域住民の交流促進				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	地域生きがい交流事業				
取組内容	高齢者が生きがいを持って社会参加を続けられるように、生きがい創作、介護予防活動に関する事業を実施する。				
事務事業名	高齢者地域生きがい交流事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	高齢者が各々の立場から参加し、自ら多様な経験・技術を生かし、様々な生きがい活動を実践し、かつ、高齢者が地域で元気に暮らせるように、地域全体での地域福祉の視点を高めることを目的とし、「生きがい創作・介護予防事業」及び「交流・レクリエーション事業」を実施する。				
事業対象	60歳以上の市民				
事業概要	生きがいセンターとくら、にしまち、もとまちでは指定管理者が、生きがいセンターこいがくぼ、ほんだ、ひかりでは委託事業者が事業を実施する。年度を3期に分けて生きがい創作・介護予防事業として講座を、各期末に交流・レクリエーション事業として交流会・発表会を実施する。				
施策の指標	参加者数				
単位	人	現状値(R4)	7,263	目標値(R11)	7,876
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
8,685					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	高齢者の介護予防活動・地域づくりに資する事業として、参加者の満足度及び市民ニーズも高いことから、実施事業者と連携し、継続していく。講座内容について、アンケート結果をもとに工夫しながら、充実を図っていく。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	①地域住民の交流促進				
担当課(施策)	子育て相談室、(子ども子育て支援課)				
取組名	親子ひろば事業				
取組内容	地域の中で孤立しがちな乳幼児(おもに0歳～3歳)とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者が交流し、保護者・子育て支援者・行政・地域住民が連携する。				
事務事業名	親子ひろば事務事業				
担当課(事務事業)	子育て相談室				
事業の目的	地域の中で孤立しがちな乳幼児(おもに0歳～3歳)とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者が、親子ひろば事業での交流を通して保護者・子育て支援者・行政・地域住民が連携して、子育てとともに支え合うことのできるまちづくりを推進する。				
事業対象	乳幼児(おもに0歳～3歳)とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者				
事業概要	地域の中で孤立しがちな乳幼児(おもに0歳～3歳)とその保護者及び妊娠期の方とその配偶者が、安心して立ち寄り、遊びと交流ができ、子どもや子育ての相談が気軽にできる場所と機会を提供する。				
施策の指標	親子ひろば延べ利用者数				
単位	人	現状値(R4)	51,487	目標値(R11)	45,814

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
56,037					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

拡大・拡充	地域の子育て支援拠点として、乳幼児の親子等がより利用しやすく、育児不安の軽減につながるよう、引き続き、親子ひろば事業の充実を図っていく。令和7年3月をもって泉町親子ひろば事業を廃止し、令和7年4月より中部地区拠点親子ひろば事業を開始するとともに、西部地区拠点親子ひろば事業の運営を市直営から委託での運営に変更する。
-------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	①地域住民の交流促進				
担当課(施策)	公民館課				
取組名	地域での生きがいづくり・仲間づくり				
取組内容	様々な公民館主催事業の開催や、グループでの学習・活動・交流の場の提供を通じて、高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを支援する。				
事務事業名	公民館関係事務事業				
担当課(事務事業)	公民館課				
事業の目的	社会教育法に基づき、市民がより健康で文化的な生活ができるよう、公民館で市民ニーズを踏まえた講座、教室等の事業を実施し、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進等を図る。また事業の実施を通して、地域コミュニティの形成を図り、まちづくりに向け、市民同士のつながりや協力関係の形成を目指す。				
事業対象	市民				
事業概要	公民館運営サポート会議・利用者懇談会等で意見を伺い、講座・講演会・教室等を開催する。事業実施にあたり、準備会・実行委員会・スタッフで内容を検討し、事業を実施する。市民の交流や地域課題解決・連携を考え、幅広い年齢層のさまざまな学習要望に応え、地域住民の学習・文化・交流活動の場として事業を企画・運営する。				
施策の指標	主催事業数(講座+行事)				
単位	-	現状値(R4)	186	目標値(R11)	170

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
202					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	公民館事業は、10 の分野に区分した体系に基づき、それぞれのテーマに沿った公民館主催事業を企画し、202 事業を実施した。第4期国分寺市公民館運営審議会答申「ひととひとをつなぐ持続可能な公民館活動について」を踏まえ、地域の拠点として、コロナ禍を経て大きく変化したライフスタイルに対応しつつ、学校、地域、家庭とも引き続き連携しながら、子どもからシニア世代まで幅広い市民を対象にした講座等の充実を図る必要がある。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	②民生委員・児童委員の活動の充実				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	民生委員・児童委員の活動についての周知				
取組内容	民生委員・児童委員の活動が活性化するように、民生委員・児童委員とその活動の内容を周知します。				
事務事業名	民生委員等事務事業(再掲)				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
事業対象	民生委員				
事業概要	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
施策の指標	相談・支援件数				
単位	件	現状値(R4)	875	目標値(R11)	1,000

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
686					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

要改善	民生委員法に基づき、民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手となり、行政や専門機関とのつなぎ役として様々な業務を行っている。令和4年12月の一斉改選に伴うベテラン民生委員の退任や欠員区の拡大により、相談件数が現状値(R4)を下回っている。令和6年度は6人の新規委嘱を行ったが、令和7年3月31日時点で依然として13人の欠員が生じている。欠員地区解消に向けて、適任者に関する情報収集を隨時行う必要がある。
評価委員会の確認	相談・支援件数の増加につながるよう、熱中症訪問事業に代わる対策を考える必要がある。

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	③地域福祉活動団体等への支援				
担当課(施策)	協働コミュニティ課、文化振興課、スポーツ振興課、地域共生推進課、高齢福祉課、子ども子育て支援課、社会教育課、公民館課				
取組名	市民の活動の場の提供				
取組内容	地域住民の集会や学習などの自主活動が行われる地域活動の拠点として、公会堂及び地域センターを提供することにより、市民文化の向上と福祉の増進を図る。				
事務事業名	福祉センターの管理運営事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	市民の福祉活動の促進のために、施設の管理運営、施設の整備を行い、地域住民に集会施設の貸出を行うことによって、広く市民福祉の充実を図る。また、各課や市の関連団体への施設の貸出を行う。行政財産使用により活動している団体(社会福祉協議会、シルバー人材センター、けやきの杜、老人クラブ連合会等)との連絡調整を行う。				
事業対象	市民				
事業概要	市民の福祉活動を推進し、地域社会の福祉の増進を図るため、市民の活動の場としての福祉センターの管理運営、集会施設等の貸出を行う。				
施策の指標	福祉センター利用者数				
単位	人	現状値(R4)	36,706	目標値(R11)	58,000

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
40,258					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	令和6年度は、令和5年度と比較して利用者数については減少したが、利用件数が増加しており、少人数での利用など、施設の利用方法が多様化しているものと分析する。引き続き、市民の福祉活動を推進できるよう、運営について指定管理者と検討を継続していく。また、施設の老朽化に伴い、施設機能維持のため適宜修繕を行っていく必要があるため、包括管理委託事業者とも連携しながら効果的に実施していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(2)地域福祉活動とつながりづくりの推進				
施策	③地域福祉活動団体等への支援				
担当課(施策)	協働コミュニティ課、文化振興課、スポーツ振興課、地域共生推進課、高齢福祉課、子ども子育て支援課、社会教育課、公民館課				
取組名	市民の活動の場の提供				
取組内容	地域住民の集会や学習などの自主活動が行われる地域活動の拠点として、公会堂及び地域センターを提供することにより、市民文化の向上と福祉の増進を図る。				
事務事業名	公会堂維持管理事務事業、内藤地域センター維持管理事務事業、西町地域センター維持管理事務事業、北町地域センター維持管理事務事業、北の原地域センター維持管理事務事業、本町・南町地域センター維持管理事務事業、もとまち地域センター維持管理事務事業				
担当課(事務事業)	協働コミュニティ課				
事業の目的	市民の集会、学習及び交流の場となり、市民文化の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業対象	地域団体等				
事業概要	施設の維持管理を行いながら、安全・安心の地域コミュニティの場を提供し、コミュニティの醸成、福祉の増進に寄与する。				
施策の指標	地域センター6館及び多喜窪公会堂利用率				
単位	%	現状値(R4)	(公会堂)21.1 (内藤)50.7 (西町)40.8 (北町)47.6 (北の原)37.9 (本町・南町)63.5 (もとまち)27.9	目標値(R11)	(公会堂)34.1 (内藤)58.0 (西町)54.5 (北町)58.7 (北の原)52.6 (本町・南町)74.2 (もとまち)45.4

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
(公会堂)24.7 (内藤)51.5 (西町)47.2 (北町)52.6 (北の原)45.4 (本町・南町)69.8 (もとまち)29.0					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	引き続き、地域コミュニティ活動の拠点として、施設が有効に活用されるよう、管理・運営を行う。必要に応じて包括管理委託事業による修繕を行い、維持管理の助言や提案等を反映するなど、団体が安全・安心に利用できる施設として更なる利用率の向上を目指す。また、長寿命化改修工事を終えた内藤地域センターを除き、その他の施設は建築から年数が経過しているため、公共施設個別施設計画に基づき、長寿命化改修工事や維持管理修繕を行っていく。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(3)市民生活の安全・安心の向上				
施策	①安全・安心に向けた取組の推進				
担当課(施策)	防災安全課、(子ども子育て支援課、学校指導課)				
取組名	市民の防犯意識と地域防犯力の向上				
取組内容	巧妙化する犯罪を未然に防ぐためには、市民の防犯意識と地域防犯力の向上が不可欠である。犯罪に巻き込まれないための防犯知識を持つ市民と、地域防犯活動の担い手となる防犯まちづくり委員を増やしながら、自主防犯活動団体や防犯まちづくり委員会等の活動を通じた地域防犯力の向上を図る。				
事務事業名	防犯事務事業				
担当課(事務事業)	防災安全課				
事業の目的	国分寺市防犯まちづくり実施計画に基づき、地域の防犯意識の啓発と防犯活動を充実させることにより、犯罪の発生を未然に防止し、市民が犯罪被害に遭遇することのない、安全・安心に暮らせる犯罪に強いまちづくりを推進する。				
事業対象	市民				
事業概要	地域の防犯力向上のために自主防犯活動を支援するとともに、地域の防犯に係る人材を育成し、警察等の関連団体との連携を深める。また、依然として発生している特殊詐欺による被害防止のための取組を推進する。				
施策の指標	防犯まちづくり委員認定数				
単位	人	現状値(R4)	222	目標値(R11)	390

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
251					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

拡大・拡充	防犯リーダー養成講習会は、メイン講師に依頼する方式から講座ごとに講師を依頼する方式に変更し、さまざまな角度から防犯について学べる環境を整えるとともに、講義を当日欠席した受講生に対し、後日オンラインで受講できる Web フォローを行い受講しやすい環境を整え、防犯まちづくり委員会は、多くの委員が参加できるよう、ブロック連絡会及び防犯キャンペーンを平日及び土曜日に開催する。また小金井警察署員との懇談を土曜日に開催し、組織の活性化を図る。
-------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(3)市民生活の安全・安心の向上				
施策	①安全・安心に向けた取組の推進				
担当課(施策)	防災安全課				
取組名	専門的知識等を持つボランティアの登録				
取組内容	日常的にボランティア活動センターにおいて、特に専門的知識や技能を持つボランティア(災害ボランティア経験者を含む)の情報を把握し、災害時に活用する。				
事務事業名	市民防災推進委員会事務事業				
担当課(事務事業)	防災安全課				
事業の目的	市と協力して自主的かつ自発的に地域における市民防災を進めていくために、市長より認定された「国分寺市民防災推進委員」の全市的なボランティア組織である「国分寺市民防災推進委員会」の一層の発展を目的としている。				
事業対象	市民防災推進委員				
事業概要	国分寺市民防災推進委員の意見、情報、経験等の交流や市民防災の全市的拡がりと発展のため国分寺市民防災推進委員会を設置し、市はその活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助を行う。				
施策の指標	市民防災推進委員認定者数(累計)				
単位	人	現状値(R4)	1,325	目標値(R11)	1,573
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
1,372					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	市民防災まちづくり学校を修了し、地域で防災の啓発や活動を行うと申し出があった市民を市民防災推進委員として認定していることから、防災まちづくり学校の募集定員が満たされるよう、防災まちづくり推進地区へ推薦を依頼し、また、広報活動の強化を図る。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(3)市民生活の安全・安心の向上				
施策	①安全・安心に向けた取組の推進				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	避難行動要支援者の支援(避難行動要支援者登録制度)				
取組内容	災害時に、自らの命を守るためにどのようなことが必要であるかといったことを、障害者(児)、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図る。				
事務事業名	地域福祉の推進事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	地域福祉の推進を図るため、市民、地域・団体は、自らができるることを考え取り組むことで地域の支え合いの輪を広げていく。市は市が取り組むべき事業を推進するとともに、市民、地域・団体と連携して、地域福祉の推進を図る。				
事業対象	市民				
事業概要	国分寺市地域福祉計画に基づき地域福祉の推進を図るため、国分寺市地域福祉推進協議会や国分寺市地域福祉推進委員会等を開催する。				
施策の指標	避難行動要支援者登録制度の認知度(市民アンケート:(よく知っている+ある程度知っている))				
単位	%	現状値(R4)	8.6	目標値(R11)	20
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
次期国分寺市地域福祉計画策定時に市民アンケートを実施					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	避難行動要支援者登録制度の運用手法の改善を進め、より実効性の高い制度として運用していく。災害時の業務継続計画(BCP)に基づく避難行動支援者班の体制整備に向け準備を進める。制度周知について現状行っている手法以外にも効果的な方法を検討していく。また、個別避難計画の作成については、現在府内関係課で連携し検討を進めており、作成した計画の情報の更新方法までを見据えた効率的な作成方法の検討等、引き続き課題の整理に取り組んでいく。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(3)市民生活の安全・安心の向上				
施策	②地域での見守り体制の充実				
担当課(施策)	地域共生推進課				
取組名	民生委員等事業				
取組内容	地域の身近な相談相手として相談に応じるとともに、高齢者や障害者、子どもなどの見守りや支援を行う。				
事務事業名	民生委員等事務事業				
担当課(事務事業)	地域共生推進課				
事業の目的	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
事業対象	民生委員				
事業概要	地域社会で、市と市民とのつなぎ役であり、市民の立場に立って気軽な相談相手となり、問題や悩みを持つ人々が自ら問題解決していくように、側面から援助するとともに保護指導を行い、福祉の増進を図る。				
施策の指標	民生委員・児童委員の訪問回数				
単位	回	現状値(R4)	2,349	目標値(R11)	1,600
指標の進捗状況					
R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
2,056					
指標に対する今後の進め方(成果と課題)					
現状維持	熱中症訪問事業の実施方法が変更になったことにより、現状値(R4)と比べ低下しているが、当該変更を考慮し設定した目標値は上回っている。民生委員・児童委員の訪問は、市民からの福祉ニーズを捉えるには重要なアプローチであるため、事務局としても円滑に活動できるよう引き続き環境整備に努める。				
評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。				

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(3)市民生活の安全・安心の向上				
施策	②地域での見守り体制の充実				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	地域包括支援センターにおける高齢者の見守り				
取組内容	地域包括支援センターにおいて、生活支援コーディネーターが中心となって、ひとり暮らし高齢者など孤立しがちな高齢者を把握し、関係機関と連携した専門的な見守りを行い、必要な支援につなげる。				
事務事業名	地域包括支援センター運営事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置している。 公正・中立の立場で地域における総合的機能を備える地域包括支援センターを運営し、高齢者や介護者等の相談に応じるとともに、要支援認定者等高齢者に対し、本人の意向や生活環境を踏まえながら様々な介護予防サービス等の調整を行うことにより、保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援する。				
事業対象	65歳以上の市民その家族及び関係者				
事業概要	市内6カ所の地域包括支援センターの運営及び支援を実施する。				
施策の指標	見守りに関する相談件数				
単位	件	現状値(R4)	2,546	目標値(R11)	3,700

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1,010					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	地域包括支援センターに寄せられる相談内容は複雑化・複合化しており、対応力の強化に向け、相談が多い日中に集中して職員を配置できるよう、開設時間の変更について検討を行う。また、市は地域包括支援センターに対し、総合調整機能、統括機能、人材育成・支援機能、後方支援・直接介入機能等の基幹的機能の充実及び保険者機能の強化の両面から継続支援していく必要がある。一方、地域包括支援センターを中心とした見守りを地域と連携した見守り体制に変更した結果、設定した数値を下回っている可能性もあると考えているが、安否確認等の相談状況に大きな変化はなく、必要な対応は実施している。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(4)福祉と人権意識の高揚				
施策	①福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発				
担当課(施策)	人権平和課				
取組名	人権事務事業				
取組内容	講座開催やリーフレット配布等により、性の多様性やセクシュアル・マイノリティへの理解促進を図るための啓発を行う。				
事務事業名	人権事務事業				
担当課(事務事業)	人権平和課				
事業の目的	すべての人がお互いの人権を尊重し、あらゆる差別が解消されるよう、人権擁護委員と連携して相談事業の充実を図り、啓発事業を推進する。また、人権擁護委員の役割・活動や人権に関する情報を周知 PR する。				
事業対象	市民				
事業概要	身近な人権相談、人権擁護委員の日「デフリンピック選手と卓球をしよう」、人権のつどい、人権の花運動、中学生人権作文				
施策の指標	人権関連行事の内容に対する満足度				
単位	%	現状値(R4)	94	目標値(R11)	98

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
93					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	令和6年度は、昨年同様、年度を通して人権に関するテーマを設定し、「人権のつどい」をはじめとする各種事業を人権擁護委員と連携して実施した。また、フィールドワーク等の企画により、五感を意識して広く市民に周知することができた。引き続き、様々な人権課題に関する情報発信を継続的に行い、市民への周知啓発に努めていく。今後も「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」の理念を基に、多様性を認め合える共生社会の実現への意識を醸成していく。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(4)福祉と人権意識の高揚				
施策	①福祉に関する生涯学習や市民への意識啓発				
担当課(施策)	障害福祉課、高齢福祉課、子育て相談室				
取組名	理解・啓発の推進				
取組内容	発達障害者理解促進事業とともに、市民講演会、認知症普及啓発講演会の開催、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及啓発活動などの様々な機会や手法を活用し、地域の交流を図り、福祉への理解や啓発を図る。				
事務事業名	理解促進研修・啓発事務事業				
担当課(事務事業)	障害福祉課				
事業の目的	障害のある人への理解促進と地域との交流を目的として、市内において障害福祉に関する講座等を開催する。				
事業対象	市民				
事業概要	障害のある人への理解促進と地域との交流を目的として、市内において障害福祉に関する講座等を開催する。				
施策の指標	障害への理解促進に関する啓発活動の実施回数				
単位	回	現状値(R4)	13	目標値(R11)	15

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
14					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	防災フェスタや国分寺まつりでのブース出展や、障害のある人の作品展示、普及啓発ポスターの掲示、障害者週間行事等、障害への理解促進に関する啓発活動を年14回実施した。本事業は、障害のある方が地域において日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するための重要な啓発事業であり、効果的に充実した事業を継続して実施する必要がある。
------	--

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

基本目標	基本目標3 地域で支え合う基盤の強化				
施策の柱	(4)福祉と人権意識の高揚				
施策	②学校教育の場での福祉教育の推進				
担当課(施策)	高齢福祉課				
取組名	福祉教育の推進				
取組内容	学校において認知症サポーター養成講座等を実施し、福祉についての理解を深める。				
事務事業名	認知症サポーター等養成事務事業				
担当課(事務事業)	高齢福祉課				
事業の目的	認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症の早期から適切に対応を受けられるように、早期受診の勧奨等を実施し、本人とその家族への支援を行うとともに、地域住民同士で支え合えるようにするための環境整備を行う。				
事業対象	市民(在住・在勤・在学・在活)				
事業概要	認知症に関する知識の普及啓発及び早期受診を促すため、認知症サポーター養成講座等を実施する。				
施策の指標	市内小中学校における認知症サポーター養成講座の実施(毎年)				
単位	－	現状値(R4)	実施	目標値(R11)	実施

指標の進捗状況

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施					

指標に対する今後の進め方(成果と課題)

現状維持	認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりを推進するために必要な事業である。引き続き、認知症サポーター等の人材を育成していくとともに、認知症の人やその家族の意見を取り入れながら地域づくりの仕組みを検討する。
------	---

評価委員会の確認	進捗状況及び今後の進め方について確認した。
----------	-----------------------

施策の指標：福祉関連課のXへの投稿数 実績値（R6）の理由・今後の進め方

部名	課名	現状値 (R4)	実績値 (R6)	R6 指標に対する今後の進め方(成果と課題)	
健康部	地域共生推進課	51	1	要改善	<p>【実績値(R6)の理由】 周知方法として、①市報・市 HP、②デジタルサイネージ、③関係者へのチラシ送付の周知を優先し、Xでの発信の優先順位が低くなったため。</p> <p>【今後の進め方】 効果的な情報発信に向け、受け手の特性も踏まえながら、Xを含めた最適な方法により情報発信を行っていく。</p>
	保険年金課	200	115	要改善	<p>【実績値(R6)の理由】 周知方法の優先順位として、Xは優先順位が低かったため。(⇒優先順位の高い周知方法:市報・市ホームページは「よく見られている」と認識している。また、市ホームページは、過去のページもよく閲覧されており、長期的な視点で周知展開する場合においても効果的と考える。)</p> <p>【今後の進め方】 これまでのXによる投稿の効果を検証し、見直しを図る。</p>
	健康推進課	53	8	事業縮小	<p>【実績値(R6)の理由】 ・Xへの投稿により、講座の集客に結びつくことが少ないため。(⇒講座の集客に結びつくことが多い周知媒体:市報(ヘルスアップ通信など、各課で作成する特集号)) ・他の媒体での周知を利用しているため、優先順位が低かったため。(⇒優先順位の高い周知媒体:市報、庁内のデジタルサイネージ)</p> <p>【今後の進め方】 Xでの周知が効果的な事業については、投稿を検討していきたい。</p>
福祉部	生活福祉課	3	9	拡大・拡充	<p>【実績値(R6)の理由】 様々な媒体による事業周知の一環としてXでの投稿を実施した。</p> <p>【今後の進め方】 市報掲載の時期に合わせ、Xへの投稿を継続する。</p>
	障害福祉課	13	0	要改善	<p>【実績値(R6)の理由】 Xによる周知と他の媒体(デジタルサイネージやHP等)による周知とで効果を比較した際に、後者の方が高い効果が期待できると判断したため。</p> <p>【今後の進め方】 周知方法をあらためて見直し、Xによる周知が効果的な事業については、積極的に活用していく。</p>
	高齢福祉課	180	8	現状維持	<p>【実績値(R6)の理由】 別の周知方法に優先して取り組んだため。(⇒優先して取り組んだ周知方法:ホームページ、デジタルサイネージの活用のほか、チラシ等の紙媒体での周知を進めた。)</p> <p>【今後の進め方】 開催するイベントを含めた情報発信について、課内で確認し、活用方法について検討を進めていく。</p>

子ども家庭部	子ども若者計画課	27	37	現状維持	<p>【実績値(R6)の理由】 講習会や相談会等の周知を積極的に行ったため。</p> <p>【今後の進め方】 令和6年度と同様に進める予定。</p>
	保育幼稚園課	8	0	要改善	<p>【実績値(R6)の理由】 Xの管理がカテゴリーごとになったことにより、他課の投稿が多く、投稿を控えてしまったため投稿が減少した。(⇒Xでの周知が効果的だと思われる内容:地域交流の日程のお知らせ、保育園ブログの更新について等)</p> <p>【今後の進め方】 今後周知が効果的と思われる内容に関して、課内で検討していく。</p>
	子ども子育て支援課	29	30	現状維持	<p>【実績値(R6)の理由】 青空ひろばは登録制ではないため、雨天中止の場合は広く周知する必要があるため、Xの投稿数が多くなっている。</p> <p>【今後の進め方】 青空ひろばの投稿数は雨天の数であるため、年度によっては変動がある。子どもの居場所の周知に力を入れていきたい。</p>
	子育て相談室	136	69	事業縮小	<p>【実績値(R6)の理由】 ≪母子保健係≫ アプリ「ぶんじ子育てナビ」による通知に統一しているため、Xへの投稿機会が減った。 ≪地域支援係≫ これまで子ども家庭支援センター単独のアカウントを持っていたが、令和6年度より子ども・教育に統合され、その後投稿数をカウントしておかなければならないところ、カウントしていなかった。 「ぶんじ子育てナビ」への情報発信に力を入れたため、Xの投稿が少なくなってしまった。 ≪発達支援係≫ 市民向けイベントにおいて、期待されている事業が多く、市報・HPによる周知により十分周知ができるため。</p> <p>【今後の進め方】 ≪母子保健係/地域支援係≫ 事業対象となる子育て家庭が、「ぶんじ子育てナビ」を活用しているため、「ぶんじ子育てナビ」を中心とした情報発信を行っていく予定。 ≪相談支援係≫ 市民向け講演会の広報等で活用できるかを検討する。 ≪発達支援係≫ 児童発達支援センターつくしんぼの活動紹介や発達支援に関する情報を発信していきたい。</p>
	合計	700	277		

令和7年度第1回国分寺市地域福祉計画評価等委員会 質問・意見一覧表

令和7年度第2回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料4

通番	発言者	進捗確認票 該当ページ	質問・意見	質問・意見（評価等委員会委員）	担当所管課	回答（担当所管課）
1	岡田 委員	1	質問	施策としては「重層的支援体制整備事業の構築」だが、施策の指標を「複合的な課題を抱えた相談件数」とした理由は何か。	地域共生推進課	《回答済（8/12）》 複雑化・複合的な課題を相談をされた件数について指標としているのは、体制整備を行うことで、今まで掘り起こされなかった相談が増えるのではないかということにより、「複合的な課題を抱えた相談件数」を指標とした背景がある。
2	長畠 委員	1	質問	支援会議の開催の回数は増加しているのか。	地域共生推進課	《回答済（8/12）》 検討実件数…R5年度＝4件、R6年度＝9件 (各支援機関が一つの所管もしくは分野では解決できないものについて、皆さんで知恵を出し合う守秘義務をかけた支援会議を開催しているが、開催する回数が増えてきている。やはり認知されてきており、体制整備が整ってきた証拠と担当としては考えている。)
3	阿部 委員	2	質問	基幹相談支援センター事務事業で、この指標（「ネットワーク研修等開催回数」）とした理由は何か。	障害福祉課	複雑化・複合化する生活課題への対応のため、相談関係機関の連携や機能の充実が求められている現状がある。ネットワーク研修等を実施することで、支援機関間の連携を強化し、支援に携わる人材の専門性と資質の向上を図ることを目指す狙いがあることから、「ネットワーク研修等開催回数」を指標として設定した。
4	阿部 委員	2	意見	指標として「ネットワーク研修等開催回数」としているが、「障害者基幹相談支援センター事務事業」が推進しているのか進捗確認・評価しづらい（効果が見えづらい）。このため「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」の書き方を工夫してほしい（施策や取組に対しての「ネットワーク研修等開催回数」が継続実施されることでの効果を記載してもらいたい。）。	障害福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
5	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	2	質問	どんな研修を行っているのか（施策や取組に対して効果的な研修なのか確認したい。）。	障害福祉課	令和6年度のネットワーク研修（3回）では、以下の内容で研修を実施した。 第1回…「地域移行支援」をテーマに、精神障害者の地域生活への移行支援の現状把握と課題共有を目的に実施した。支援者の意識向上と精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組につなげる機会とした。 第2回…「共生型サービス」に焦点を当て、特に高齢福祉と障害福祉の連携を強化する内容とした。市内の事例を共有し、分野を超えた支援者間の関係構築を図った。 第3回…「家族全体をどうえたかわかり方」をテーマに、生きづらさを抱える児童とその家族への支援方法を学んだ。前半は講義、後半グループワークを行い、家族の対応能力向上と本人の安心安全につながる支援を目指し、分野横断的なネットワーク構築を図る機会とした。これらの研修は、地域の多様な課題に対応するため、支援者の専門性向上と関係機関の連携強化を図る効果的な取組となつたと考えている。
6	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	2	意見	どんな研修をしていて、どのように取組んでいるか、今後どのように取組んでいきたいか（課題と感じている部分があるのかどうか）についても「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」の欄で触れてほしい。	障害福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
7	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	3	質問	どんな研修を行っているのか（施策や取組に対して効果的な研修なのか確認したい。）。	高齢福祉課	ケアマネジメントの質の向上を目的としたケアプラン作成研修や、医療職との連携を目的とした多職種連携研修、複合的な課題を抱える世帯支援のためのヤングケアラー支援、自分らしく生きるための「ACP」をテーマとした研修等を実施した。これらの研修を実施することで、参加したケアマネジャーがケアプラン作成に必要な視点の獲得や複合的な課題やの理解、対応力向上に寄与した。
8	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	3	意見	どんな研修をしていて、どのように取組んでいるか、今後どのように取組んでいきたいか（課題と感じている部分があるのかどうか）についても「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」の欄で触れてほしい。	高齢福祉課	実施した研修の詳細については、通番7の項目参照。今後どう取組んでいくかについては、「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
9	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	4	質問	どんな研修を行っているのか（施策や取組に対して効果的な研修なのか確認したい。）。	保育幼稚園課	市内保育施設の保育士が保育力を高めていくように保育情勢やニーズに沿った研修の実施を行っている。R6年度は主体的な保育、障害児保育、不適切な保育（人権）、事故防止、保護者支援、食育と多岐にわたる研修を実施した。
10	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	4	意見	どんな研修をしていて、どのように取組んでいるか、今後どのように取組んでいきたいか（課題と感じている部分があるのかどうか）についても「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」の欄で触れてほしい。	保育幼稚園課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
11	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	5	質問	どんな研修を行っているのか（施策や取組に対して効果的な研修なのか確認したい。）。	子ども子育て支援課	学童保育所では、令和6年度、応急救護講習会3回（AED・包帯法・止血法についてを消防署職員より学ぶ）、障害児研修1回（つくしんぼ心理士による「児童館・学童における支援の必要なお子さんの事例検討」）、アレルギー・エピペン研修1回（小児総合医療センターPAEによるエピペンキットを使用した研修）、ケガ・事故防止研修1回（小児総合医療センター小児救急看護認定看護師によるケガ・事故防止講習）、工作研修1回（絵本作家木村研さんによる「手作りおもちゃ」（幼児～小学生向け工作））を実施した。すべての研修が、学童保育所や児童館職員のスキルアップにつながっており、児童の安全・安心な保育や、保護者からの相談等に答えることにつながっている。

通番	発言者	進捗確認票 該当ページ	質問・意見	質問・意見（評価等委員会委員）	担当所管課	回答（担当所管課）
12	渡辺 委員 内藤 委員 長畠 委員 岡田 委員	5	意見	どんな研修をしていて、どのように取組んでいるか、今後どのように取組んでいきたいか（課題と感じている部分があるのかどうか）についても「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」の欄で触れてほしい。	子ども子育て支援課	令和6年度の研修についてはNo.11の回答のとおり実施した。研修は、毎年研修作業チームとして学童・児童館職員が集まり、その時点で課題になっていることを検討し、実施する研修を決定している（ケガをする児童が多い場合にはケガ防止研修、また、障害児・ジェンダー・遊びや工作等、優先度が高いものなど）。今後も引き続きスキルアップのための研修を進めていく。
13	清野委員	8	質問	福祉・保健のアカウントのフォロワー数も増やす試みとしてどんなことをしているか。	地域共生推進課	現状は、各課の情報掲載のみであり、フォロワー数を増やす積極的な取組は行われていない。
14	清野委員	8	意見	そもそも福祉・保健のアカウントのフォロワー数も増やす試みをした方が良い。	地域共生推進課	各課での運用を共有し、情報の受け手の特性を踏まえた効果的な情報発信を行えるような工夫を検討する。
15	阿南委員	8	質問	Xで情報発信していることを知らなかった。フォロワー数が少ないことが気になったが、Xで情報発信していること自体を市報等で広報しているのか。	地域共生推進課	本市の市報は、毎月1日と15日に発行しており、毎号の1面にSNSでの発信について2次元コードを掲載している。
16	足立委員	8	質問	資料3では、各課はそれぞれの「今後の進め方（成果と課題）」の記載があるが、全体として「現状維持」として理由は何か（投稿数を伸ばすことだけが目的ではないことは分かるが、「現状維持」とするのが妥当なのか再検討してほしい。）。各課の実績値になった理由を確認したい。	地域共生推進課	各課、Xの運用方法に差異があるため全体を通じた実施方針は示さないこととし、「今後の進め方（成果と課題）」の欄は「資料4」を参照とする。
17	足立委員	8	意見	資料3を見ると、Xでの周知に代替する媒体を活用して効果的に周知してある課が一定いることが分かる。投稿数を伸ばすのか、効果的な周知方法を進めるのかはっきりさせて、「今後の進め方（成果と課題）」の欄を記載してほしい。	地域共生推進課	各課において業務内容により、Xでの投稿が効果的か検討し、「今後の進め方（成果と課題）」の欄の記載を整理した。
18	内藤委員	8	質問	各課の投稿数を比較すると数字に偏りがある。実際この件数になった理由は何か。	地域共生推進課	各課での業務は、Xの投稿に馴染む市民向けのもの（イベント、講座など）もあれば、Xの投稿に馴染みにくい内部事務（計画策定、制度設計など）もあり、偏りが発生している。
19	岡田委員	10	質問	「子育て世代包括支援センターと関係機関連携件数」が伸びた理由は何か（「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載した方が良い。）。	子育て相談室	主な要因として、計画策定時では、連携先件数に同じ部署の子ども家庭支援センターを除外していたが、連携先件数の考え方を整理し、件数に子ども家庭支援センターを加えた。また、令和6年度より特に支援が必要と思われる25歳以下の初産妊婦や、支援者1人以下の妊婦については、関係機関と継続的に連携をとったことが件数増加の要因である。
20	渡辺委員	13	質問	R6年度の成年後見相談件数が、目標値（R11）を既に上回っているが、これに対しての分析はしているか。	地域共生推進課	成年後見相談は、成年後見制度の利用前、利用準備、利用後の段階ごとに相談件数の幅がある。利用準備では、申立支援、利用後では、社会福祉協議会が相談者の法人後見人となった場合、それぞれ双方向でのやり取りが増えるので件数が増える。令和6年度は、申立支援の相談が多くあったことから相談件数が増えている。
21	阿南委員	14	質問	指標の成年後見制度利用者数の根拠は何か。また最新の申立費用助成制度について教えてほしい。	地域共生推進課	成年後見制度利用者数は、東京家裁が毎年集計しており、後見、保佐、補助の類型の合計数となる。なお、令和4年度は、後見127件、保佐49件、補助20件の合計189件である。 申立費用助成制度については、「別紙（※）」参照。 ※国分寺市成年後見制度の利用に係る費用の助成に関する規則について
22	清野委員	15	意見	施策の指標「障害者虐待防止ネットワーク会議実施回数」は、施策・取組に対して妥当な回数なのかが判断しづらい。このため「今後の進め方（成果と課題）」の欄に、この指標とした理由を記載してほしい。	障害福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
23	清野委員 長畠委員	16	意見	施策の指標「高齢者の虐待防止関連会議開催回数」は、施策・取組に対して妥当な回数なのかが判断しづらい。このため「今後の進め方（成果と課題）」の欄に、この指標とした理由を記載してほしい。	高齢福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
24	内藤委員	16	意見	個別のケース会議についても進捗確認票に記載した方が良いと思う。そうすることで、高齢者の虐待に関する事案が多いことが市民にも伝わると思う。	高齢福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
25	渡辺委員	17	質問	どんな普及啓発活動をしているか（「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載してほしい。）。	子育て相談室	毎年テーマを変えて市民講演会を開催するとともに、児童虐待防止推進月間の啓発活動として、国分寺駅前広場にてオレンジリボンキャンペーンを実施している。また、子ども専用相談電話の普及啓発を市立小中学校全校で年1回実施している。
26	岡田委員	20	意見	自殺対策については府内の各部署がもつ事業を通じて対策を推進しているかとは思うが、そういうたった担当課を集めた府内連携会議の開催状況などの記載もあると、各課の対応のみでなく、府内でも連携している「総合的な対策」をとっている状況が見えるかと思う。	健康推進課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
27	内藤委員	20	意見	健康推進課の自殺対策事務で「ゲートキーパー養成講座」のワードがない。「ゲートキーパー養成講座」のことを記載した方が良い。	健康推進課	「講座」という記載から「ゲートキーパー養成講座」に修正した。
28	足立委員	28	質問	施策の指標に関して、目標値（R11）を「300回」としているが、R6年度実績が「150回」であり、これを「現状維持」とした理由は何か。そもそも回数が増えるものなのか。	地域共生推進課	目標設定に当たり、「開催回数=回」という単位と「参加者数=人」という単位が混同・混在していた状況が確認された。指標名と設定単位が不一致となっており、齟齬があることから、今後の中間見直しの際に改めて指標を検討し、再設定したい。

通番	発言者	進捗確認票 該当ページ	質問・意見	質問・意見（評価等委員会委員）	担当所管課	回答（担当所管課）
29	渡辺委員	30	質問	「介護支援ボランティア活動延べ回数」が増加した理由をどのように分析しているか。	高齢福祉課	R4年度はコロナ禍の影響で430回であったが、R5年度は活動再開により1,290回となった。R6年度は説明会を9回実施したこと等により登録者がさらに増加し、それに伴い活動回数も増加した。活動回数は目標値を超えており、高齢者の地域活動の促進につながっていることから、さらなる増加に向けて、取組を継続していく。
30	渡辺委員	30	意見	中間見直しがあるのであれば、目標値（R11）を再検討することが大切なのではないか（策定時はコロナ禍で目標値が定めづらい面があったと思うため。）。	高齢福祉課	目標値（R11）を再検討することは可能。
31	長畠委員	30	意見	行政も包括も積極的に取り組んでいることを「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載してほしい。	高齢福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
32	渡辺委員	32	質問	「委託型協働事業の提案数（市民活動団体との協働事業）」に上限は設けているのか。	協働コミュニティ課	委託型協働事業には公募型協働事業と提案型協働事業がある。公募型協働事業については提案数に上限を設けていないが、提案型協働事業については、国分寺市協働事業審査会で審査し、合格した提案のうち、予算の範囲内（令和7年度：250万円）で採択する。
33	内藤委員	36	意見	熱中症訪問事業がなくなった。訪問することで支援につながることも多かったため、熱中症訪問事業自体がなくなったことで、今後も相談・支援件数が下がることが予想できる。熱中症訪問事業に代わる対策を考える必要があると思う。	地域共生推進課	民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整える必要があり、現在提供している65歳以上の方等の名簿を作成する際の工夫や、新たな対策の視点も含め、民生委員・児童委員協議会の意向も確認しつつ検討を進めたい。
34	渡辺委員	38	質問	「市民の活動する場がない」という声をよく聞く。利用率に偏りがあるのはどんな理由か。	協働コミュニティ課	地域センターは地域コミュニティ活動の拠点として住宅街に設置されているものが多く、利用率の偏りについては、各地域センターの立地や規模、近隣の公共施設の有無などの特性やその地域の活動団体数によるものが影響していると考える。
35	岡田委員	41	意見	市民の方が避難行動要支援者登録制度を知ることも大切だと思うが、行政側としても既存の地域包括支援センター等の活用や、窓口来所された方に積極的に声かけするなど、登録が必要な市民の方に登録を促していく取組も大切だと思う（おそらく既にやっていると思うが。）。住民と行政が双方で取り組んでいることが「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載できると良いと思う。また、国からは名簿登録のほか個別避難計画策定も市の努力義務とされているため、そちらにも取り組んでいることを「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載すると努力義務にも対応していることが見て取れるので良いと思う。	地域共生推進課	ご意見を踏まえ、「今後の進め方（成果と課題）」欄に以下のとおり追記する。 制度周知について現状行っている手法以外にも効果的な方法を検討していく。 また、個別避難計画の作成については、現在府内関係課で連携し検討を進めており、作成した計画の情報の更新方法までを見据えた効率的な作成方法の検討等、引き続き課題の整理に取り組んでいく。
36	清野委員	44	質問	最近の傾向として、地域に住む外国人が注目されていると思う。進捗確認票の中で外国人のことは触れられていないが、外国人に対する施策は何かしているのか。	人権平和課	外国人市民への必要な情報提供のため、情報の多言語化や、コミュニケーション・生活・日本語教育の支援を実施している。また、言語・慣習・文化の違いを認め合い、多様性を尊重する環境づくりのためのイベントを実施している。
37	渡辺委員	44	質問	施策の指標として、「人権関連行事の内容に対する満足度」とした理由は何か。	人権平和課	人権啓発の推進につながっているかを判断する指標として適しており、高い満足度を得られることで人権啓発の醸成がされている判断の一つになると考える。
38	渡辺委員	44	質問	事業概要に「デフリンピック選手と卓球をしよう」という記載がある。デフリンピックは令和6年度中のみのことであり、第2次地域福祉計画（R6年度～R11年度）の進捗確認票に記載した理由は何か。	人権平和課	これまでの事務事業評価票の事業概要欄にも、対象年度の具体的な事業内容を記載してきている。仮に「人権擁護委員の日」のみの記載だと説明が不明瞭になってしまふことから、今後も事務事業評価票の事業概要欄の記載内容を、進捗確認票にも記載したいと考える。
39	阿部委員	45	質問	どんな啓発活動をしているのか（「今後の進め方（成果と課題）」の欄に記載してほしい。）。	障害福祉課	「指標に対する今後の進め方（成果と課題）」に追記した。
40	長畠委員	46	質問	施策の指標を「実施回数」ではなく、「実施」としている理由は何か。「実施回数」として、数字にした方が進捗確認・評価しやすいのではないか。	高齢福祉課	実施については、開催については小中学校の学校指導要領に基づいた年間のカリキュラムとの兼ね合いによるところが大きいため実施回数ではなく、実施とした。
41	新井委員	全般	質問	指標の見直しをする予定はあるのか。見直しをするとした場合のタイミングはいつか。	地域共生推進課	《回答済（8/12）》 今回の計画は6年（R6～R11）で、中間の3年（R8年度）で見直しのタイミングを想定している。施策の指標自体の見直しは現状では想定していないが、目標値（R11年度）の見直しは行う予定である。
42	新井委員	全般	意見	事務報告書・事務事業評価票の内容から進捗確認・評価できる計画になるように策定した背景がある。しかし、実際に進捗確認をしてみると、「今後の進め方（成果と課題）」の欄を工夫する必要性を感じた。進捗確認・評価しやすい方法を事務局は再検討する必要がある。	地域共生推進課	評価等委員会が的確に進捗確認を行えるよう、実績値の増減分析を資料で用意し、「今後の進め方（成果と課題）」の欄に実績内容を補記できるものはそのように整理したい。

令和7年度第2回国分寺市地域福祉計画評価等委員会 質問・意見一覧表

令和7年度第2回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料4

通番	発言者	進捗確認票 該当ページ	質問・意見	質問・意見（評価等委員会委員）	担当所管課	回答
1	渡辺 委員	8	質問	現状値（R4）と実績値（R6）に差があるがあるが、その要因として令和4年度にXを立ち上げたということは考えられるか。	地域共生推進課	《回答済（9/25）》 令和4年度より前から行っている。コロナ明けということで、対面ではチラシを渡すことが難しい状況もあり、令和4年度は積極的にSNSで発信していた可能性は想定できる。
2	渡辺 委員	8	意見	Xが本当に効果的な周知媒体であるかどうか判断する必要がある。引き続きXへの投稿数を上げていくことが効果的であるのかどうかは、今後の検討事項であると思う。	地域共生推進課	《回答済（9/25）》 引き続き検討していきたい。
3	内藤 委員	8	質問	Xでの情報発信の取組は他市よりも早いのか。	地域共生推進課	《回答済（9/25）》 市が情報発信の手段としてSNSを使うと判断し、Xの他、Facebookでの情報発信も行っている。この2つについては、他市に比べては、先駆的ではなかったと思う。
4	阿部 委員	13	意見	資料2の通番20の説明を見ると「利用後では、社会福祉協議会が相談者の法人後見人となった場合、それぞれ双方向でのやり取りが増えるので件数が増える。」とあるが、実際にその割合は多いと思う。そうなった場合、今の進捗確認票の記載だと、相談件数の実態を捉えることができないのではないか。成年後見相談件数の中で、法人後見に関わる件数については括弧書きを入れるなど、工夫をする必要があるのではないか。	地域共生推進課	令和6年度に関しては法人後見による要因が作用したが、毎年度その影響が割合として多いとは限らないことから進捗確認票に補記せず、「施策の指標の分析」の資料での確認に留めるとした。
5	渡辺 委員	15	意見	取組名と施策の指標の内容の整合性について再確認してほしい。	障害福祉課	再確認して、進捗確認票の修正を行った。
6	和地 委員	15	意見	「指標に対する今後の進め方」欄に、「年各1回の会議を開催し」とあるが、「各年1回」という表現の方が良いのではないか。	障害福祉課	進捗確認票の修正を行った。
7	渡辺 委員	19	意見	目標値（令和11年度）にも、現状値にある「※1」と同じような説明が必要なのではないか。	健康推進課	進捗確認票の「施策の指標について」の欄で説明している。
8	渡辺 委員	30	意見	「介護支援ボランティア活動延べ回数」は年によっての変化が大きい数字の1つだと思った。資料3に目標値に対する実績値の分析が示されているが、今後も実績値の数字の動きに注視したい。	高齢福祉課	第2回摘録で担当課へフィードバックすることとした。
9	渡辺 委員	32	意見	公募型協働事業と提案型協働事業の合計数が記載されているという理解で良いか。提案数を増やしていくためには、予算内で提案型協働事業も増えていくと良いが、公募型協働事業の場合、予算が特に必要なく、自分たちが協働するので行政に予算をお願いしないものなのかもしれないが、自分たちでお金を持つていきながら一緒にやろうと言ってくれるような事業がどんどん増えてくると良いということかと思う。そうすると、この目標値8件というのが結構高いハードルなのかもしれない。令和6年度実績値は4件で現状維持をしているということで、今後は拡大・拡充を目指していくという評価になっているかと思う。	協働コミュニティ課	第2回摘録で担当課へフィードバックすることとした。
10	渡辺 委員	38	意見	使われやすい時間帯に開館しているのかが気になったため、時間帯ごとの利用率を把握してほしい。また、施設を利用しづらい部分があるかもしれないという視点も持つて利用率を高める取組をしてほしい。	協働コミュニティ課	第2回摘録で担当課へフィードバックすることとした。
11	岡田 委員	38	質問	この利用率というのは、市民団体が使っている利用率なのか、市の事業も含まれるのか。	協働コミュニティ課	《回答済（9/25）》 市民利用も行政利用も含んだ利用率である。
12	小川 委員	41	意見	福祉避難所の整備についても補記できないか。	地域共生推進課	《回答済（9/25）》 府内では、避難所の整理や位置付けを検討し進めてはいるが、この福祉避難所と二次避難所の位置付けに関しては、防災安全課が主導で行っている。このことから、進捗確認票への補記は行わず、第2回摘録で担当へフィードバックすることとした。
13	阿部 委員	43	質問	資料3の分析の内容を、資料1の「指標に対する今後の進め方」欄に記載する必要性があるのではないか。	高齢福祉課	進捗確認票の修正を行った。
14	渡辺 委員	44	質問	デフリンピックについては、令和7年には開催していない。これは令和6年度の事業か。どの年度のことを進捗確認していくのか確認したい。	人権平和課	《回答済（9/25）》 令和6年度中に人権擁護委員の日で「デフリンピック選手と卓球をしよう」を実施している。
15	渡辺 委員	44	意見	人権擁護委員の日の記載に合わせて、他の人権のつどい等についても取組内容が書いてあっても良いのではないか。	人権平和課	第2回摘録で担当課へフィードバックすることとした。
16	渡辺 委員	44	意見	行事に参加してもらうことに意味がある。満足度の高いものにこれだけの人が参加しているということは、人権意識がこのくらい広がったと評価できると言える。毎回、参加者数の把握をしているのであれば、その辺りも示されているとより進捗確認がしやすくなると思った。	人権平和課	第2回摘録で担当課へフィードバックすることとした。

取扱注意

※敬称略

国分寺市地域福祉計画評価等委員会委員名簿

氏名		役職等	選任区分	任期
1	清野 広美	市民公募委員	第3条 第1号委員	令和7年6月1日～ 令和10年3月31日
2	阿南 弘恵	市民公募委員	第3条 第1号委員	令和7年6月1日～ 令和10年3月31日
3	渡辺 裕一	武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科	教授	第3条 第2号委員
4	内藤 孝雄	国分寺市民生委員・児童委員協議会	代表会長	第3条 第3号委員
5	小川 恵一郎	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	第3条 第4号委員
6	足立 剛	権利擁護センターこくぶんじ運営委員会	委員長	第3条 第5号委員
7	長畠 達也	国分寺地域包括支援センターもとまち	管理者	第3条 第6号委員
8	阿部 由美	特定非営利活動法人 成年後見ワイル	理事長	第3条 第6号委員
9	岡田 美保	東京都多摩立川保健所	地域保健推進担当課長	第3条 第7号委員
10	和地 誠一	北多摩東地区保護司会 国分寺分区	分区長	第3条 第8号委員
11	新井 宏伸	国分寺市健康部	部長	第3条 第9号委員

国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議設置要領

(設置)

第1条 近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害を受けている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年の災害対策基本法（以下「法」という。）の改正により、法第49条の14第1項により作成する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）を作成することが市町村の努力義務とされた。このことから、地域福祉の推進を図るため、国分寺市地域福祉推進委員会設置規程（以下「設置規程」という。）第7条に基づき、本市における個別避難計画の作成に向けた検討を行うための国分寺市個別避難計画実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 実務者会議は、設置規程第1条に基づき設置される国分寺市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）で検討するとされた個別避難計画の作成に関し、必要な事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。

(組織)

第3条 実務者会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総務部防災安全課長
- (2) 健康部地域共生推進課長
- (3) 福祉部障害福祉課長
- (4) 福祉部高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長
- (5) 総務部防災安全課防災担当係長
- (6) 健康部地域共生推進課地域共生推進担当係長
- (7) 福祉部障害福祉課計画係長
- (8) 福祉部障害福祉課相談支援係長
- (9) 福祉部高齢福祉課計画・事業推進係長
- (10) 福祉部高齢福祉課相談支援係長

(運営)

第4条 実務者会議に会長及び副会長を置き、会長は地域共生推進課長、副会長は防災安全課長とする。

2 会長は、実務者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実務者会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 実務者会議は、必要があると認めるときは、実務者会議委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は実務者会議委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 実務者会議の庶務は、健康部地域共生推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか実務者会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

避難行動要支援者 個別避難計画作成について

1 作成対象者及び件数

避難行動要支援者名簿登録者のうち、下記の地域に居住する方で個別避難計画作成に同意した方

- ・土砂災害警戒区域該当
- ・浸水2m以上(※)
- ・河川が氾濫した場合の浸水区域(※)

※東京都建設局浸水リスク検索サービスにおける「想定最大規模降雨」に基づく範囲を設定

【地域区分ごとの介護度・障害等級内訳】

実 人 数		内訳(延べ)																				
		介護度							身体障害							知的障害				精神障害		
		要介護			要支援		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	1	2	3	その 他	その 他 一例
5	4	3	2	1	2	1	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	1	2	3	その 他	その 他 一例
土砂災害警戒区域該当	6	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
浸水2m以上	24	1	6	4	2	2	2	1	4	2	0	4	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1
河川が氾濫した場合の浸水区域	70	3	11	12	7	8	3	6	11	7	0	2	0	0	0	0	3	1	1	3	3	0
合計(延べ)	100	5	18	16	10	10	5	7	16	10	0	6	1	0	0	0	4	1	1	3	4	0
		71							33							6				7		

※東京都建設局浸水リスク検索サービスにおける「想定最大規模降雨」に基づき範囲を設定

※避難行動要支援者名簿については、令和7年6月27日時点での登録者に、7月1日時点での自動登録対象者を追加した上で、各等級等を更新したもの。（全2,337人）また、令和7年8月5日時点での住基情報に基づき、死亡者・転出者等は除外。

※土砂災害警戒区域該当と浸水2m以上両方に該当する対象者が1名いるため、実合計人数としては99名

なお、実人数99人のうち、ケアマネージャーが関与している方は36人、相談支援専門員が関与している方は14人(両支援者が重複する場合はケアマネージャーの支援を優先する。)。

2 作成に向けたスケジュール

令和7年度中	例規整備、個人情報ファイル簿整理
令和8年5月	対象者抽出作業、福祉事業所へ説明実施
令和8年7月	通知発送
:	計画受領、システム入力、登録済通知発送、福祉事業所へ謝礼支払い
令和8年11月	再勧奨通知発送

3 令和8年度当初予算措置

【地域共生推進課】印刷製本費	<u>68,000円</u>
役務費(郵送料)	<u>50,000円</u>
【障害福祉課】報償費(謝礼)	<u>154,000円</u> (@7,000円×22件(14-重複2+予備分10))
【高齢福祉課】報償費(謝礼)	<u>322,000円</u> (@7,000円×46件(36+予備分10))

避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務洗い出し・スケジュール検討

令和7年度第2回
国分寺市地域福祉推進委員会
資料7

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物賃貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、
死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・終身建物賃貸借の**認可手続を簡素化**
(住宅ごとの認可から**事業者の認可**へ)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、
居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく
残置物処理を追加

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・**要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者**(認定保証業者)を国土交通大臣が**認定**
- ⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証**保険**による
要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

資料8

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

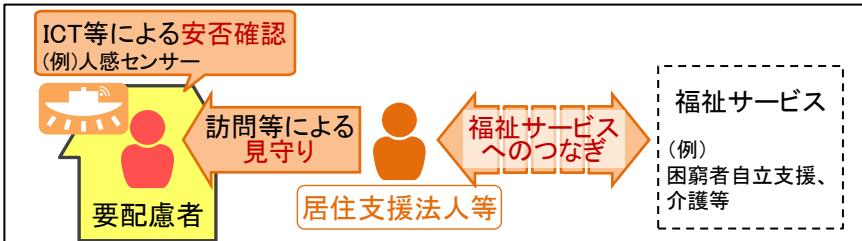
- ・**居住支援法人等**が、要配慮者のニーズに応じて、
安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅
(**居住サポート住宅**)の供給を促進
(**市区町村長(福祉事務所設置)**等が**認定**)

- ⇒ 生活保護受給者が入居する場合、
住宅扶助費(家賃)について**代理納付(※)を原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、
特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

- ⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証を原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村**による**居住支援協議会(※)設置を促進**(努力義務化)し、住まいに関する
相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した
地域における総合的・包括的な**居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体

【住宅セーフティネット法】

不動産関係団体
(宅建業者、賃貸住宅
管理業者、家主等)

居住支援法人
福祉関係団体
(社会福祉法人等)

都道府県・市区町村
(住宅部局、福祉部局)

住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

国土交通省と厚生労働省の共管 【住宅ヤーフティネット法】

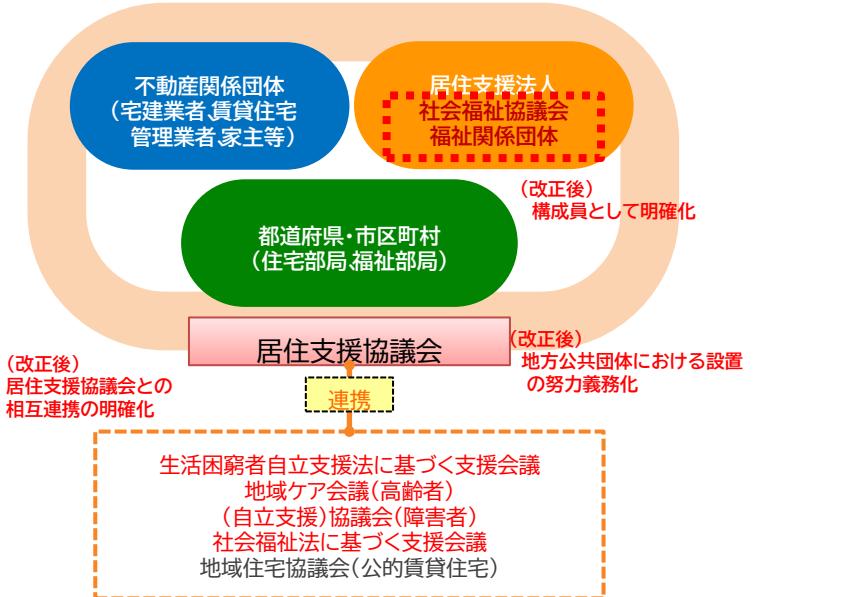
国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

市区町村による居住支援協議会設置の促進（国土交通省・厚生労働省が共同して推進）

市区町村による居住支援協議会※設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進。

- ※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
- ※ 令和7年3月に協議会設立の手引きを改定
- ※ 準備段階から地域の関係者で話し合いつつ段階的に進めることが重要

【現在(R7.3末)の居住支援協議会設置状況】



具体的には？



令和7年度第2回国分寺市地域福祉推進委員会 議事録

日時：令和7年10月29日（水）

午前10時から午前11時まで

会場：会議室201

出席者：21人

委員長：健康部長（新井）

副委員長：子ども家庭部長（石丸）

出席委員：福祉部長（玉井）、政策部政策経営課長（清水）、総務部防災安全課長（柳川）、市民生活部協働コミュニティ課長（小坂）、市民生活部人権平和課長（平原）、健康部健康推進課長（占部）、福祉部生活福祉課長（伊東）、福祉部障害福祉課長（宮外）、福祉部地域包括ケア担当課長（荒田）、子ども家庭部子ども若者計画課長（千葉）、まちづくり部まちづくり計画課長（三田）、建設環境部環境対策課長（小野木）、教育部教育総務課長（廣瀬）、教育部社会教育課長（豊田）

参考人：まちづくり推進課長（高木）、まちづくり推進課住宅対策担当（吉沢）

欠席者：

事務局：地域共生推進課長（小峯）、地域共生推進課係長（渡部）、地域共生推進課係員（大坂）

次第

- 1 地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割について
- 2 第2次国分寺市地域福祉計画進捗確認について
- 3 国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議について
- 4 その他

資料一覧

- (資料1) 令和7年度国分寺市地域福祉推進委員会委員名簿（令和7年8月1日更新）
- (資料2) 地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割
- (資料3) 第2次国分寺市地域福祉計画 進捗確認票（令和6年度）
- (資料4) 令和7年度国分寺市地域福祉計画評価等委員会 質問・意見一覧表（第1・2回）
- (資料5) 国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議設置要領
- (資料6) 避難行動要支援者個別避難計画の作成について
- (資料7) 避難行動要支援者個別避難計画作成に係る業務洗い出し・スケジュール検討
- (資料8) 居住支援について（国交省厚労省資料※抜粋）

開会 午前10時

事務局：令和7年度第2回国分寺市地域福祉推進委員会を開催する。議事に先立ち、会の進行を行う地域共生推進課小峯である。本日の資料は、次第、資料1から8である。まず資料1をお願いする。8月1日付け人事異動により、福祉部地域包括ケア担当課長として荒田課長が任命及び委嘱された。任命及び委嘱手続は、令和4年9月27日付け総務部長通知のとおり、8月1日付け人事異動発令通知をもって代えさせていただく。

設置規程第5条第2項に基づき、過半数の委員出席により、本委員会の会議を始める。なお、本日は設置規程第6条に基づき、まちづくり部まちづくり推進課高木課長・吉沢係長に出席いただいている。

それでは、議長である新井委員長に議事進行をお願いする。

次第1 地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割について

委員長：次第に沿って議事を進める。次第1「地域福祉推進委員会と地域福祉計画評価等委員会の役割について」を事務局から説明をお願いする。

事務局：(資料2説明)

事務局：「実務者会議」について補足である。地域福祉計画評価等委員会で進捗を確認した資料をもとに分野横断型の課題を本委員会で抽出し、実務者会議を設置するようなフローを資料2では示しているが、国・都から新しい方針が示されるなど、地域福祉計画にはない部分で分野横断型の課題があつた場合に、このフローだと取りこぼしてしまう可能性がある。このため、各分野で抱えている分野横断型の課題やテーマがあれば、本委員会で共有いただきたい。

委員長：今の事務局からの説明を受けて、何か意見等はあるか。

次第2 第2次国分寺市地域福祉計画進捗確認について

委員長：次第2「第2次国分寺市地域福祉計画進捗確認について」を事務局から説明をお願いする。

事務局：(資料3・4説明)

委員長：本委員会は地域福祉計画の見直しの役割を担っている。今の事務局からの説明を受けて、何か意見等はあるか。

委員：資料3の8ページである。市政戦略室にこの進捗確認をした結果を共有する予定はあるのか。市公式LINEアカウントの運用開始や各分野でのアプリが始動している中で、Xで周知することを市政戦略室としてはどのように捉えているかは大切なポイントだと思うがいかがか。

事務局：これに関しては、評価等委員会でも質疑が出た部分である。市政戦略室にもこれから共有し、本計画の中間見直し等のタイミングで指標については再検討したい。

委員長：事務局から中間見直しという話があったが、ここについてもう少し教えてほしい。

事務局：令和8年度までは現在の指標や目標値として進捗確認をして、令和8年度中に見直しをして令和9年度以降は見直し後の指標等で進捗確認・評価していくことを現時点では想定している。

委員長：中間見直しについての説明があった。その方向で進めるということでよろしいか。次に進む。

次第3 国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議について

委員長：次第3「国分寺市個別避難計画作成に係る実務者会議について」を事務局から説明をお願いする。

小峯課長：(資料5・6・7説明)

設置要領をもとに、10月9日に実務者会議を開催した。今後も必要に応じて開催していく。作成対象者や件数、令和8年度当初予算措置については、資料6のとおりである。このうち、どれだけの方が個別避難計画作成を希望して、ケアマネージャーへ依頼するのかということは検証をしながら規模を把握したいと考えている。それをもとに、避難行動要支援者名簿に登録されている2,000名以上についてどのように進めていくかを実務者会議の中で検討していきたい。

委員長：今の事務局からの説明を受けて、何か意見等はあるか。

委員：ケアマネージャーや相談支援専門員への報償費（謝礼）を高齢福祉課や障害福祉課で予算計上していると思うが、ケアマネージャー等への声をかけは始めているのか。進捗を教えてほしい。

委員：これからである。既に個別避難計画作成の動きがあることについて認識しているケアマネージャーもいる。

次第4 その他

委員長：次第4「その他」を事務局から説明をお願いする。

事務局：居住支援については、住宅部局と福祉部局が一緒に進めていく必要があろうかと思う。住宅部局のまちづくり推進課の吉沢係長から現在の取組等について説明をいただきたい。

吉沢係長：（資料8説明）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等において、市は生活困窮者、高齢者、障害者等の住居確保用配慮者に対する賃貸住宅の確保の促進を図なければならないとされている。令和7年改正され、居住支援協議会の設置が努力義務化された。本市では、以前から議会や市内の関係機関から居住支援協議会の設置を求める声があった。これまでの議会答弁などでは、居住支援については、現状、各分野それぞれの関係課が対応しており、居住支援協議会の設置の必要性、或いは有効性などについては、研究を行っているところであると報告してきた。これまでの取組としては、令和5年度には居住支援団体や不動産業界との情報交換をする機会を設け、今年度も継続開催している。この情報交換の場では、居住支援団体からは具体的な居住支援のケースを紹介してもらい、不動産業界からは、不動産会社や賃貸物件のオーナーからの意見などを出してもらっている。こういったことを継続していることで、それぞれの理解や連携を深めているというような状況である。また、今年度は府内連携もより緊密に行っていこうということで、まちづくり推進課と福祉部局で情報交換のための会議を開催している。差し当たっては、居住支援協議会の設置は急がなくて良いのではないかという意見も出されている状況である。そういったことも踏まえ、居住支援協議会の設置は、先進の自治体の事例等を研究しながら、今後も情報交換会を継続開催していきたいと考えている。

委員長：この居住支援については将来的には実務者会議で検討していく課題として認識しているが、今まちづくり推進課からの説明を受けて、何か意見等はあるか。

事務局：立川市への視察はいつ行くのか。

吉沢係長：11月に視察に行く予定である。

事務局：国立市は居住支援協議会を設置せずに、相談窓口だけ委託して設置している。参考になると思ったため、今後も情報収集していく必要があると思った。

委員：障害福祉分野でも地域の支援者が参加されている様々な会議の中で話題になっている。「国分寺市障害者施策推進協議会」でも、居住支援の活動に対する支援や検討をする場の設置に向けての検討をしてほしいという意見があった。引き続き住宅部局と連携して進めていきたい。

事務局：高齢分野や生活困窮分野の方での、居住支援に関する実態やニーズについて情報があれば共有いただきたい。

委員：高齢福祉課に直接相談が入ってこない現状もあり、ニーズは把握しづらい部分があったが、先般の情報交換会で、地域包括支援センターの方と、市民団体の方が動いてくださっていた部分が大きいことが分かり、今後は、何かしら相談窓口となるようなものがあると良いと担当では考えている。

委員：生活福祉課だが、現在の制度や社会資源で賄えているという認識でいる。他市の情報を収集・分析し、居住支援協議会を設置する前提ではなく、現在の情報交換会を居住支援協議会に準ずる位置付けとして整理するなど、本市に合った形を見つけていけば良いと思う。ここ1～2年で解決できるようなものではないと思っている。

委員：居住支援団体や不動産業界等からの意見はどのようなものがあったのか教えてほしい。

吉沢係長：居住支援をされている方は、居住支援協議会を設置することで支援が進むと期待しているように感じる。

事務局：当市の現状だが、居住支援法人に所属しているお一人の方が中心になって居住支援に取り組んでお

り、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等からの依頼に対し伴走支援を行っているようである。今後も個人の支援者のマンパワーだけで対応できるかが懸念点として挙げられる。将来的には体制を整備する必要があるのかなとは思う。

委員長：引き続き、情報交換会の機会を活かしてもらい、本市に合った居住支援を検討してほしい。引き続き本委員会での報告をお願いする。

委員長：本日の第2回をもって、今年度の地域福祉推進委員会の開催は終了となる。委員会運営への御協力に感謝申し上げる。以上で、令和7年度第2回国分寺市地域福祉推進委員会を終了する。

閉会 午前11時